

# 山形県子ども・若者ビジョン

(令和2年度～6年度)

～ 子ども・若者一人ひとりが心豊かに成長し、  
自立・活躍できる山形県をめざして～



令和2年3月

山形県



## 「子ども・若者一人ひとりが 自立・活躍する山形」をめざして

未来を担う子どもや若者一人ひとりが、ここ山形県で健やかに成長し、夢と希望を持って、社会で自立していくための環境を整えていくことは、私たち大人と社会の責務であると考えています。

県では、「子ども・若者育成支援推進法」及び「山形県青少年健全育成条例」に基づき、平成27年3月に「山形県子ども・若者ビジョン」を策定し、子ども・若者の育成と自立に向けた支援や、若者が活躍できる環境づくりを推進するとともに、困難を有する子ども・若者や家族への支援を実施してきました。

しかしながら、昨今の子どもや若者を取り巻く環境は、少子高齢化による子ども・若者人口の減少、ICTの急速な進展、SNSを介したコミュニティの形成や情報発信など、複雑で多様な状況となっております。

一方、国連サミットにおいては、国際社会全体の目標として、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向けた「SDGs」<sup>エスディーゼーズ</sup>（持続可能な開発目標）が採択されるなど、時代の潮流も成長や拡大を追い求めるものから、環境への配慮をはじめ、持続可能性を重視し、暮らしのゆとりや楽しみの享受、自分らしさを発揮できる生き方など、「真の豊かさ」を大切にす方向へと大きく変化しています。

ここ山形県には、豊かな自然や風土、精神文化、そして、環境と調和した暮らしがしっかりと息づいております。その中で、将来を担う子ども・若者を心身共に健全で人間性豊かに育むとともに、郷土に愛着や誇りを持ち、地域や人とのつながりを通して、山形暮らしの良さを認識し、県づくりの主体として十分に活躍できるよう、子ども・若者一人ひとりがそれぞれの将来をより良く生きるための支援に取り組むことが必要です。

本ビジョンでは、「子ども・若者の健やかな育成と自立の促進」、「未来を拓く子ども・若者の応援」、「困難を有する子ども・若者や家族への支援」を3つの柱として掲げており、これに添って、「子ども・若者一人ひとりが、心豊かに成長し、自立・活躍できる山形県」をめざした取組みを推進してまいります。

県民の皆様におかれましても、策定の趣旨を御理解いただきますとともに、市町村をはじめ関係機関、団体、NPO、ボランティア等、子ども・若者に関わる全ての県民の皆様とともに力を合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本ビジョンの策定にあたり、貴重な御意見をいただきました山形県青少年健全育成審議会委員をはじめ多くの県民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和2年3月

山形県知事 吉村 美栄子

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	4
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画の対象	5

## 第2章 子ども・若者ビジョン（平成27年度～令和元年度）の推進状況

I	子ども・若者の育成と自立に向けた支援	7
II	若者が活躍できる環境づくりの推進	8
III	困難を有する子ども・若者や家族への支援	9

## 第3章 子ども・若者の現状と課題

1	子ども・若者の状況	10
2	社会環境・状況の変化	15
3	困難を有する子ども・若者	20

## 第4章 基本的な考え方

1	3つの柱と基本方針	33
	7つの基本的方向 21の施策の方向	34
2	子ども・若者の育成支援を推進する3つの視点	35

## 第5章 子ども・若者の育成支援施策の方向

I	子ども・若者の健やかな育成と自立の促進	
	基本的方向1 子ども・若者の自己形成支援	36
	基本的方向2 子ども・若者の社会参加支援と参画力の育成	38
	基本的方向3 社会全体で支えるための環境づくり	40

## Ⅱ 未来を拓く子ども・若者の応援

基本的方向 4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援と県内への移住・ 定着の促進	42
基本的方向 5 若者のライフステージに応じた総合的な支援	44

## Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

基本的方向 6 個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実	46
基本的方向 7 安心して生活できる体制の充実・強化	49

## 第6章 施策の推進に向けて

1 施策の推進体制	51
2 周知・広報	51
3 施策の進行管理	51

### 【参考資料】

■ 山形県子ども・若者ビジョンの概要	54
■ 山形県子ども・若者ビジョンの策定経過	56
■ 山形県青少年健全育成審議会委員名簿	57
■ 山形県青少年健全育成条例	58
■ 子ども・若者育成支援推進法	60
■ 児童の権利に関する条約	65

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

全ての子どもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って、生き活きと幸せに生きていくことは、いつの時代にも県民全ての願いです。

山形県では、子ども・若者の育成支援施策を総合的に実施するため、山形県青少年健全育成条例に基づき、平成27年に「山形県子ども・若者ビジョン（以下「前計画」という。）」を策定し、県民や関係機関とも連携の上、青少年の健全育成や若者が地域で活躍できる環境づくりを進めてまいりました。

これまでの間、少子高齢化の進展による本格的な人口減少をはじめ、非正規労働者の増大等による雇用の不安定化など、社会情勢は大きく変化しており、とりわけ人口減少の急速な進展は、産業活力の低下や地域コミュニティの弱体化など、県民生活全般に大きく影響を及ぼす状況となっています。

また、近年の子ども・若者を取り巻く環境は、スマートフォン等の急速な普及に伴うSNSを起因とした犯罪被害やトラブルの増加、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートに加え、ひきこもり等社会生活に困難を有する若者の高年齢化等、様々な問題を複合的に抱え、また、相互に影響し合うなど、複雑で多様な状況となっております。

こうした中、政府においては、子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成28年に「子ども・若者育成支援推進大綱」を定め、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進する枠組整備が図られています。

このため、前計画を継承しつつ、現在の子ども・若者の置かれている状況を踏まえた上で、子ども・若者に関わる全ての県民が一体となり、分野や主体の境界を越え、子ども・若者の育成や自立に向けた支援を推進していくための新たな指針として、本ビジョンを策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

「子ども・若者育成支援推進法」第9条に規定する都道府県子ども・若者計画及び「山形県青少年健全育成条例」第6条の7に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画として位置づけます。

さらに、「やまがた子育て応援プラン」<sup>\*1</sup>、「第6次山形県教育振興計画(後期計画)」<sup>\*2</sup>など関係計画と連携し、子ども・若者の育成支援施策を示すものです。

### 3

## 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

### 4

## 計画の対象

0歳から40歳未満までとします。

なお、「子ども・若者」の呼称・年齢区分は、法令等により異なることから、施策によっては、「青少年」「児童生徒」などの用語を使用しています。

### ■「子ども・若者」の呼称について

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

- ・乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。
- ・学童期は、小学生の者。
- ・思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。
- ・思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
- ・青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。
- ・ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。



※1 やまがた子育て応援プラン

子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための具体的な施策を盛り込んだ計画（計画期間は令和2年度から6年度）

※2 第6次山形県教育振興計画（後期計画）

今後おおむね10年間の本県教育行政の方向性と、それを踏まえた具体的な施策を盛り込んだ中短期の計画（後期計画期間は令和2年度から6年度）

## 第2章 子ども・若者ビジョン(平成27年度~令和元年度)の推進状況

平成27年度に策定した「子ども・若者ビジョン」においては、下記のとおり、基本となる3つの柱と7つの基本的方向、17の施策の方向を施策体系として位置づけ、各種施策に取り組んできました。なお、これまで取り組んできた各種施策のうち、施策体系ごとの主なものは次頁のとおりです。

### (基本の柱) I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

#### 【基本的方向】

- (1)子ども・若者の自己形成支援
- (2)子ども・若者の社会形成・社会参加支援
- (3)社会全体で支えるための環境づくり

#### 【施策の方向】

- ①日常生活能力の習得
- ②豊かな心と健やかな体の育成、郷土愛の醸成
- ③社会的自立に向けた支援と社会参加の推進
- ④社会の変化に対応し社会に貢献できる力の育成
- ⑤家庭、学校、地域の連携・協働の推進
- ⑥社会環境の健全化の推進

### (基本の柱) II 若者が活躍できる環境づくりの推進

#### 【基本的方向】

- (4)若者が活躍できる基盤づくりへの支援
- (5)若者のライフステージに応じた総合的な支援

#### 【施策の方向】

- ⑦若者の活躍を推進する機運の醸成
- ⑧多様な活動の促進、つながる機会の拡大
- ⑨若者の職業的自立、就労支援
- ⑩結婚、子育て、仕事と家庭の両立支援

### (基本の柱) III 困難を有する子ども・若者や家族への支援

#### 【基本的方向】

- (6)様々な状況ごとの相談と支援の充実
- (7)安心して生活できる体制の構築

#### 【施策の方向】

- ⑪ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援
- ⑫障がいのある子ども・若者の支援
- ⑬非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援
- ⑭子どもの貧困問題への対応、虐待、性犯罪等被害防止
- ⑮外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援
- ⑯総合的な相談・支援体制の確立
- ⑰重層的な子ども・若者支援ネットワークの構築

# I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

## (1) 子ども・若者の自己形成支援

### ①日常生活能力の習得

- 子どもたちの豊かな学びと健全な育成を支えていくため、学校・家庭・地域の連携協働に関する方策を検討するとともに、市町村における地域学校協働活動（学校支援活動、放課後子ども教室、家庭教育支援等に関する一体的な取組み）を推進。また、地域住民が積極的に子どもの教育や子育てにかかわる環境づくりを推進

学校・家庭・地域の連携協働推進事業(教育庁)

- ▶山形方式の総合的な地域本部のための教育プラットフォームの構築（市町村数）【22市町村】

※令和2年2月現在

### ②豊かな心と健やかな体の育成、郷土愛の醸成

- 児童生徒が郷土に関する資料や新聞等を活用して、郷土について主体的に調べ、仲間と協働して調べたことをまとめたり、学習の成果を発表したりすることを通して、郷土に関する理解を深め、郷土への誇りや愛着を育成

郷土愛を育む活動推進事業(教育庁)

## (2) 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

### ③社会的自立に向けた支援と社会参加の推進

- 青少年のボランティア活動等の各種地域貢献活動を支援するために、「地域青少年ボランティア推進会議」を設置し、情報の収集や提供を行うとともに、交流会・セミナー等を実施し、県内の地域青少年ボランティア活動を推進

地域青少年ボランティア活動推進事業(教育庁)

- ▶高校生のうちボランティア活動を体験した生徒の割合【82.7%】※令和2年2月現在

### ④社会の変化に対応し社会に貢献できる力の育成

- グローバル社会で求められる英語によるコミュニケーション能力を伸ばすとともに国際理解を促進

山形の未来をひらく教育推進事業(英語教育関係)(教育庁)

## (3) 社会全体で支えるための環境づくり

### ⑤家庭、学校、地域の連携・協働の推進

- いじめの防止・根絶に向け、教育関係者と県・警察及び地域の青少年健全育成関係団体が連携し“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開

“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動事業(子育て推進部)

### ⑥社会環境の健全化の推進

- 青少年健全育成審議会や有害図書類審査部会を開催し、青少年の育成に係る重要事項の調査審議、有害な興行・図書類の指定を実施

青少年健全育成審議会(子育て推進部)



## Ⅱ 若者が活躍できる環境づくりの推進

### (4) 若者が活躍できる基盤づくりへの支援

#### ⑦若者の活躍を推進する機運の醸成

- 県内の若者の活動をマスメディア（ラジオ等）やインターネット、若者交流会等によりさらに幅広く多くの県民に周知し、若者が持てる力を十分に発揮し活躍できる環境づくりや若者の活躍を応援

##### やまがた若者地域づくり参加推進事業(子育て推進部)

- ▶やまがた若者交流ネットワークシステム参加団体数（累計）【342団体】※令和2年2月現在

- 県審議会等への若者の登用を通して、県政に若者の声を反映し、若者の県づくりへの参画を促進

##### 政策決定過程への若者登用促進(子育て推進部)

- ▶県の審議会等における若者委員を1名以上登用している審議会の割合【100%】※平成31年3月現在

- 本県の地域活性化に寄与する若者の優れた功績・成果及び地道な取り組みなどを顕彰し、多くの若者を元気づけ、自信の創出を図り、若者が活躍できる風土づくりを推進

##### やまがた若者顕彰事業(子育て推進部)

- ▶「輝けやまがた若者大賞」受賞数（累計）【53件】※令和元年度実績

#### ⑧多様な活動の促進、つなげる機会の拡大

- 若者の主体的な取り組みの実現化の機会を提供し、若者の地域づくりへの参画を促進するため、地域課題の解決や地域の元気創出に向けた若者のアイデアを広く募集し、優秀な企画に対して助成等により支援

##### 若者チャレンジ応援事業(子育て推進部)

- ▶若者が主体となった取り組みの企画提案数（累計）【100件】※令和元年度実績

### (5) 若者のライフステージに応じた総合的な支援

#### ⑨若者の職業的自立、就労支援

- 新たな発想と意欲を持った若者による多様な創業を生み出すため、ビジネスプラン作成までの段階的な支援やノウハウを学ぶインターンなどを実施

##### 若者創業応援プロジェクト事業(商工労働部)

- ▶県の支援による創業件数【67件】※令和2年2月現在

- ニート等の若者の職業的自立を支援するため、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムの実施及び若者自立支援ネットワークの整備・運営

##### 地域若者サポートステーション事業(商工労働部)

#### ⑩結婚、子育て、仕事と家庭の両立支援

- 「やまがた出会いサポートセンター」の機能強化（企業間交流の拡大等）、「やまがた縁結びたい」のボランティア仲人活動への支援による出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援を実施
- 学生や社会人を対象としたライフデザインセミナーの開催による若い世代に対する結婚観や家庭観の醸成

##### やまがたハッピーライフプロジェクト事業(子育て推進部)

- ▶やまがた出会いサポートセンターの登録会員数【1,421人】※令和2年2月現在

- 「やまがた企業イクボス同盟」の活動による企業経営者層の意識醸成と悩みや課題の共有等を目的とした企業担当者向け研修会を開催

##### 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業(子育て推進部)

- ▶山形いきいき子育て応援企業実践・優秀企業数【297社】※令和2年2月現在

### Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

#### (6) 様々な状況ごとの相談と支援の充実

##### ⑪ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援

- NPO等との協働により社会参加に困難を有する若者への自立に向けた支援を実施

##### 地域若者安心生活構築推進事業(子育て推進部)

- ▶若者相談支援拠点の設置・運営【県内4地域に6拠点】

##### ⑫障がいのある子ども・若者の支援

- 発達障がい児等を支援するため、支援者を対象とする理解促進を図るための研修会を開催するとともに、発達障がい者支援センターに地域支援マネージャーを配置し、地域支援ネットワーク機能を強化

##### 発達障がい者支援体制整備事業(健康福祉部)

- ▶やまがたサポートファイルの活用数(累計)【2,946件】※令和2年2月現在

##### ⑬非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援

- チーム学校による児童生徒の問題行動や家庭環境等に関する相談体制の充実強化

##### チーム学校による相談体制の充実強化(教育庁)

- ▶不登校児童生徒の出現率【小：0.47%、中：3.01%】※令和2年2月現在

##### ⑭子どもの貧困問題への対応、虐待、性犯罪等被害防止

- 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、適切な保護、アフターケアに至る切れ目のない支援の実施(児童虐待防止キャンペーン等)

##### 児童虐待対応強化推進事業(子育て推進部)

- ▶要保護児童対策地域協議会の年間開催回数(市町村平均)【6.5回】※平成30年度実績

##### ⑮外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

- 県内の在住外国人等が、生活に関する適切な情報を的確に提供できるよう、ワンストップで情報提供・相談を行う窓口を整備し、外国人も暮らしやすい環境づくりを推進

##### 山形県外国人総合相談ワンストップセンター運営事業(観光文化スポーツ部)

- ▶山形県外国人総合相談ワンストップセンターの設置・運営

#### (7) 安心して生活できる体制の構築

##### ⑯総合的な相談・支援体制の確立

- NPO等との協働により県内4地域に計6箇所の若者相談支援拠点を設置し、相談窓口や居場所づくりなどの支援体制を整備するとともに、関係機関、団体、市町村等と連携した地域支援ネットワークを形成

##### 山形県子ども・若者支援地域協議会等の設置・運営(子育て推進部)

##### ⑰重層的な子ども・若者支援ネットワークの構築

- 「山形県子ども・若者支援地域協議会」の活用による教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野による連携・協力体制を強化
- 市町村、民生委員・児童委員等との連携による地域支援ネットワーク構築

##### 地域若者安心生活構築推進事業(子育て推進部)

- ▶地域協議会(年1回)及び地域交流研修会(4地域各1回)の開催

# 第3章 子ども・若者の現状と課題

## 1 子ども・若者の状況

### (1) 人口の推移

#### ① 子ども・若者の人口推移

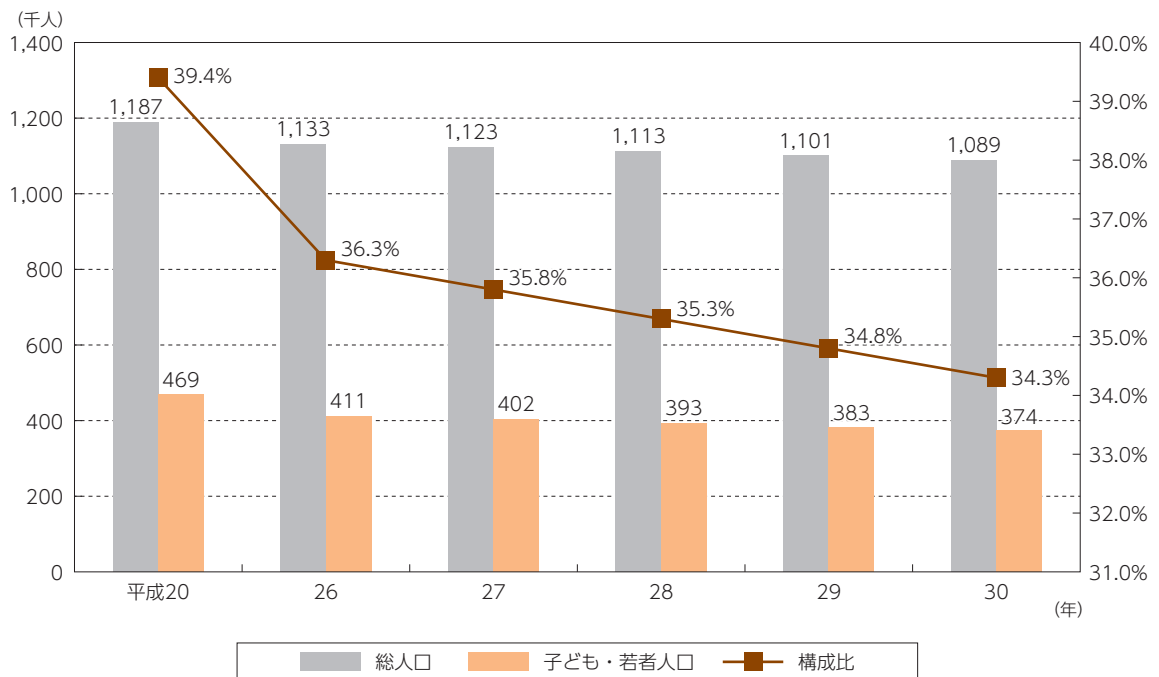
平成30年10月1日現在の山形県の総人口は、1,089,805人であり、このうち子ども・若者（0～39歳）の人口は、373,862人で、総人口の34.3%を占めています。

総人口に占める子ども・若者の割合は、年々減少しており、平成20年は39.4%でしたが、平成30年は34.3%で、平成20年より5.1ポイント減少しています。

また、年齢ごとの人口を見ると、平成30年10月1日現在の1歳の人口は7,237人と、最も多い68歳の人口20,073人の36%程度となっています。

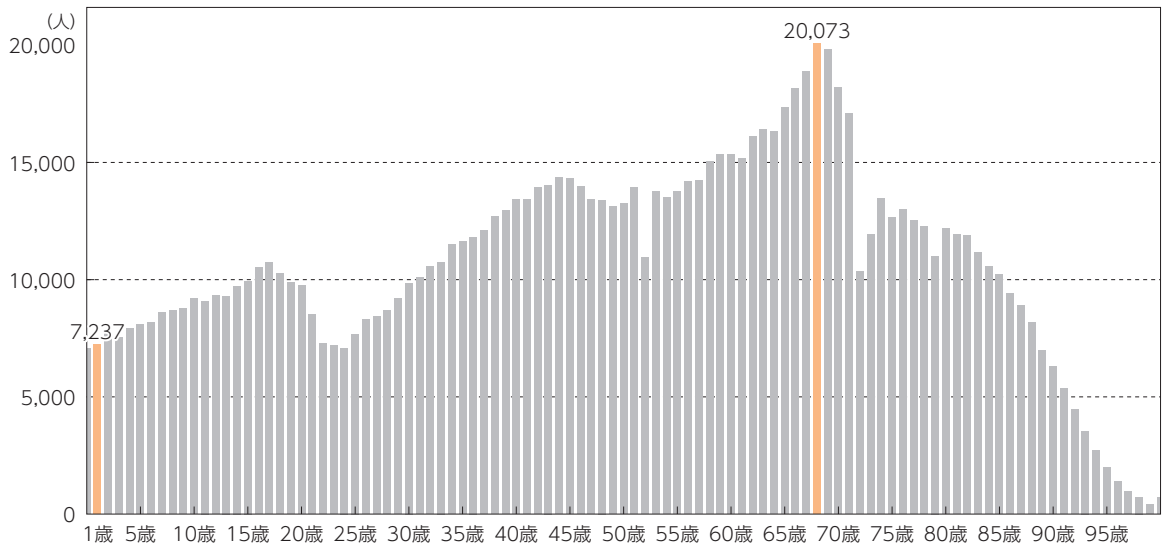


図表1 子ども・若者人口及び総人口に占める割合の推移（山形県）



資料：山形県社会的移動人口調査

図表2 年齢別人口（平成30年10月1日現在）（山形県）



資料：山形県社会的移動人口調査

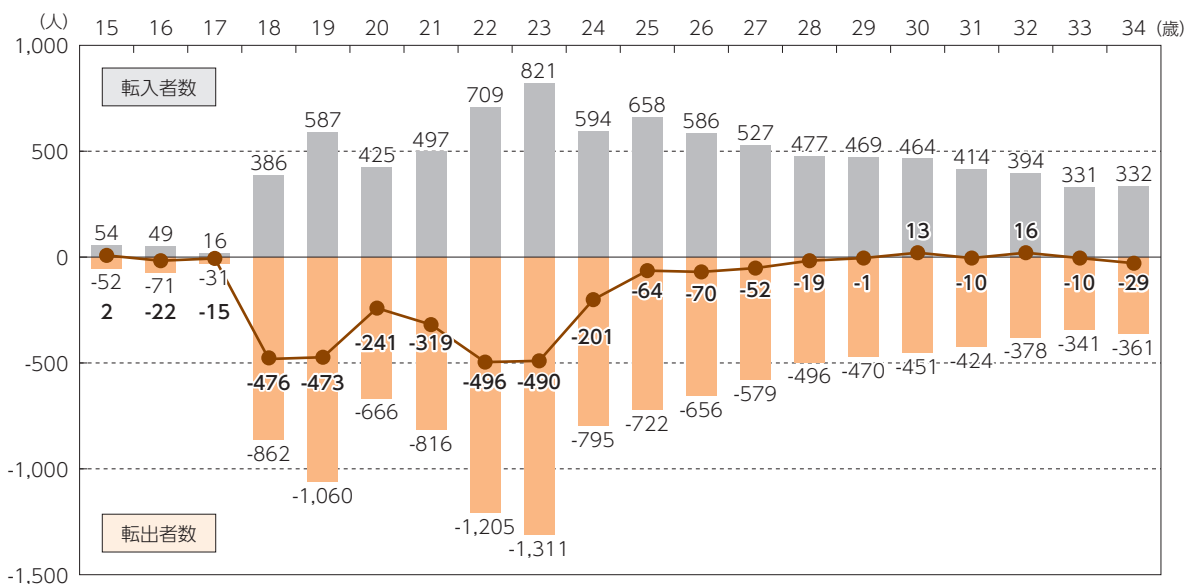
② 若者の県外流出の状況

平成30年山形県社会的移動人口調査によると、平成29年10月から平成30年9月の県外からの転入者数は14,763人、県外への転出者数は18,018人で3,255人の転出超過となっています。

県外への転出者のうち、15歳から29歳までが9,792人で全体の過半数を占めており、また、県外からの転入者数は6,855人で2,937人の転出超過となり、全体の約9割を占めています。

県外への転出者数を年齢別で見ると、23歳が1,311人と最も多く、次いで22歳が1,205人、19歳が1,060人と続いており、高校や大学等の卒業や就職を迎える若者層の県外流出傾向が際立っています。

図表3 年齢別県外転入・転出者数（平成29年10月～平成30年9月）（山形県）



資料：山形県社会的移動人口調査

## (2) 子ども・若者に関する意識と行動

### ① 子ども・若者の意識と行動

#### ■ 社会生活基本調査

本県の児童生徒がボランティア活動に従事する率は、全国平均に比べても非常に高い状況にあります。

図表4 ボランティア活動の行動者率（全国・山形県）

（単位：％）

		全 国		県	
		男 子	女 子	男 子	女 子
平成28年	小学生	25.5	26.1	37.8	32.7
	中学生	24.9	29.0	43.1	47.9
	高校生	18.3	24.4	28.4	34.7
平成23年	小学生	24.4	28.1	42.7	30.1
	中学生	24.2	29.6	61.2	46.9
	高校生	18.5	23.5	25.9	31.8

資料：総務省「社会生活基本調査」

#### ■ 青少年ボランティアサークルの状況

地域を拠点とした青少年の自主的な地域青少年ボランティア活動（YYボランティア）は、全国的にも先駆的で、多様な活動が見られます。

また近年は、サークル数・人数ともに増加傾向にあります。

図表5 地域青少年ボランティアサークルの推移（山形県）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
サークル数	71	68	115	120	127
人 数	1,126	1,042	2,488	2,529	2,705

資料：山形県文化財・生涯学習課

※平成28年度より統計様式を変更。「YYボランティアサークル」と「青年による地域活動団体」を別々に集計したため、これまで統計されていなかった団体も集計されるようになった。

### ② 若者の活躍や自立に関する県民意識

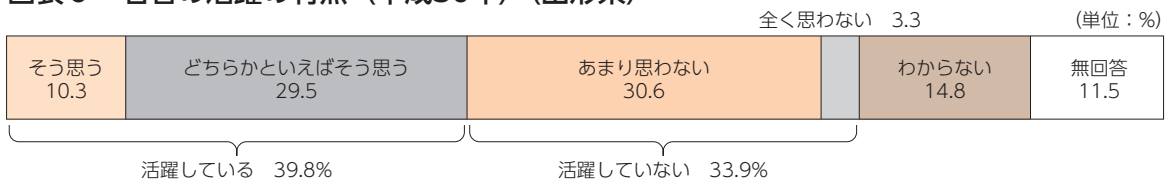
#### ■ 県政アンケート調査

##### ア 若者の活躍について

本県の若者が総じて職場や地域で活躍しているかたずねたところ、『活躍している』（「活躍している」＋「どちらかといえば活躍している」）と答えた割合は約4割となっています。

一方、『活躍していない』（「活躍していない」＋「どちらかといえば活躍していない」）と答えた割合が約3割、「わからない」と答えた割合を含めれば約半数を占めており、地域における若者の活躍を推進する気運のさらなる醸成とともに、若者が職場や地域で活躍できる場や機会の確保などが課題となっています。

図表6 若者の活躍の有無（平成30年）（山形県）



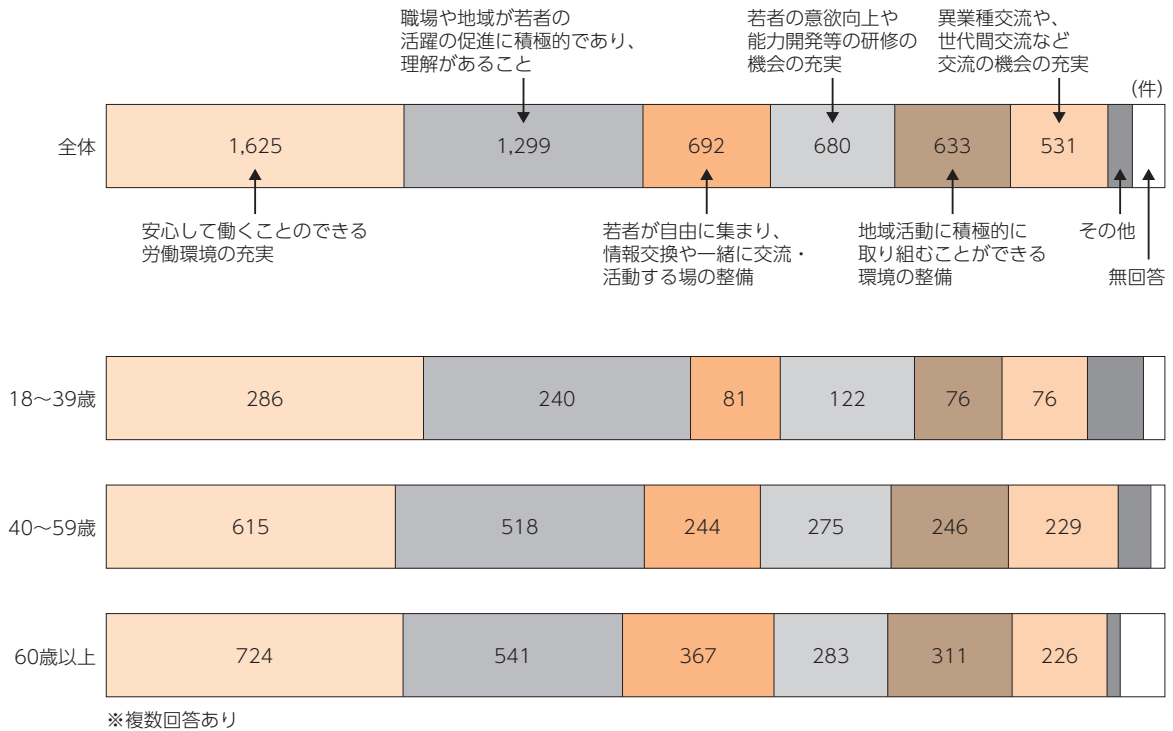
資料：山形県企画調整課「平成30年度県政アンケート調査報告書」

### イ 若者が活躍するための取組みについて

若者が地域に定着し、意欲的に仕事や地域活動に取り組むために必要なこととして、「安心して働くことのできる労働環境の充実」を挙げた回答がどの世代にも多く見られます。

一方、若者（18～39歳）には、上記に加え職場や地域の理解を求めている回答が多いことから、地域活動に取り組むことができる環境整備とともに、若者の活動に対する職場や地域における理解を得られるよう若者活動のより一層の情報発信を行うなど、若者層のニーズに応じた取組み・施策が求められています。

図表7 若者が活躍するための取組み（平成30年）（山形県）



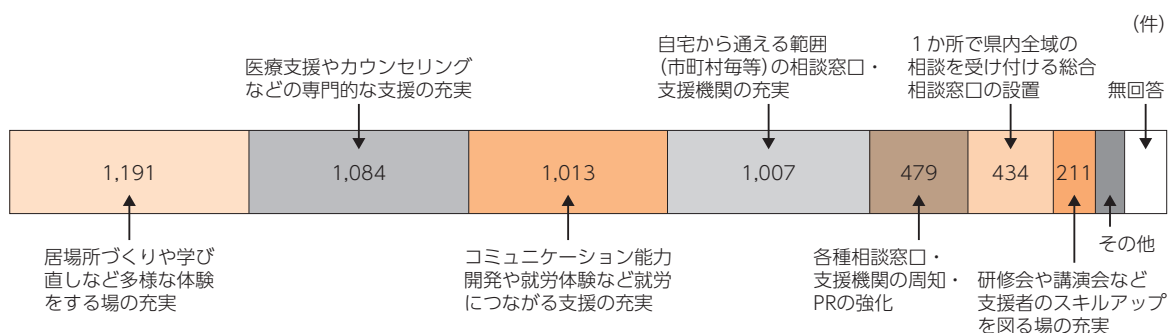
資料：山形県企画調整課「平成30年度県政アンケート調査報告書」

### ウ 社会参加に困難を有する若者の自立支援策

社会参加に困難を有する若者については、自立支援策として「居場所づくりや学び直し支援など多様な体験をする場の充実」を求める意見が最も多い状況です。

また、医療支援・カウンセリング等の充実、相談窓口の整備を求める割合が高いことから、行政・医療機関に対し、社会参加に困難を有する若者本人やその家族が、悩み・不安などを相談しやすいような施策が求められています。

図表8 社会生活に困難を有する若者の自立支援策（平成30年）（山形県）



※複数回答あり

資料：山形県企画調整課「平成30年度県政アンケート調査報告書」

### ③ 地域における若者の活躍等

#### ■ 若者交流ネットワーク総合推進事業

県内の若者グループを対象とする若者交流ネットワークシステム「やまがたおこしあいネット」を平成24年より開設し、若者同士の相互交流を図るとともに、若者団体の団体情報・活動情報を発信しています。

図表9 やまがたおこしあいネット登録団体数の推移（山形県）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録団体数	284	306	332

資料：山形県若者活躍・男女共同参画課

#### ■ 若者支援コンシェルジュ事業

若者たちの地域活動に関して、気軽に相談できる窓口として、起業や広報のサポートなど各種支援等を行う「若者支援コンシェルジュ」を平成30年度より配置しています。

図表10 若者支援コンシェルジュへの相談支援件数及び若者サポーター派遣回数（山形県）

	平成30年度（7月～3月）	令和元年度（令和2年2月末現在）
相談支援件数	120	355
若者サポーター派遣回数	44	50

資料：山形県若者活躍・男女共同参画課

## ④ 若者の県政への参画

## ■ 県の審議会等における若者委員の登用状況

審議会等に若者が参画することにより、若者の視点・考えが県政に反映されることが期待されますが、県では、すべての審議会等において、若者委員（39歳以下）を1名以上登用しています。

図表11 県の審議会等における若者委員を1名以上登用している割合の推移（山形県）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
若者委員を1名以上登用している審議会等の割合	88.0%	100%	100%	100%

資料：山形県若者活躍・男女共同参画課

## 2 社会環境・状況の変化

### (1) 子ども・若者をめぐる社会環境の変化

## ① 情報化社会の進展

全国におけるインターネットの人口普及率は、79.8%（総務省「通信利用動向調査（平成30年）」）となっています。

情報化社会の進展は、生活の利便性を向上させるとともに、新たな知的価値や産業を創造する一方で、人間関係などに負の影響を及ぼしたり、子どもや若者が犯罪の被害者あるいは加害者となったりする恐れがあります。

## ■ 高校生のスマートフォン・携帯電話の所持状況について

本県の公立高校1年生におけるスマートフォンの所持率は、平成31年1月現在で99%を超えており、全国の所持率97.5%に比べて高くなっています。

図表12 スマートフォン・携帯電話の所持状況について（山形県）（平成31年1月現在）

調査年度	回答者数 (人)	スマートフォン		携帯電話		合計		不所持	
		人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
平成25年度	7,306	7,063	96.7%	180	2.5%	7,243	99.1%	63	0.9%
平成30年度	6,614	6,548	99.0%	14	0.2%	6,562	99.2%	36	0.5%

資料：山形県教育庁「インターネットの利用実態に関する調査」



### ■ 小中学生のインターネットにつながるICT機器の所有状況及びスマートフォン・携帯電話の利用状況について

令和元年度に県教育庁が県内全小中学生を対象に実施したICT機器の使用状況及び学校における指導状況（後期定期調査）結果では、小学生の携帯電話（スマートフォン含む）の所持率は29.2%、中学生で60.2%ですが、携帯型ゲーム機やパソコン、携帯型音楽プレーヤーなど、インターネットにつながるICT機器を所有している割合は、小学生で71.4%、中学生で92.6%に達し、インターネットの利用が普及拡大しています。

## ② 子ども・若者を取り巻く有害環境等

### ■ 本県におけるSNS<sup>※1</sup>に起因した福祉犯被害児童数<sup>※2</sup>

本県においても、福祉犯被害のうちSNSを介した被害報告があり、令和元年は福祉犯被害児童の51.9%がSNSに起因した被害となっています。

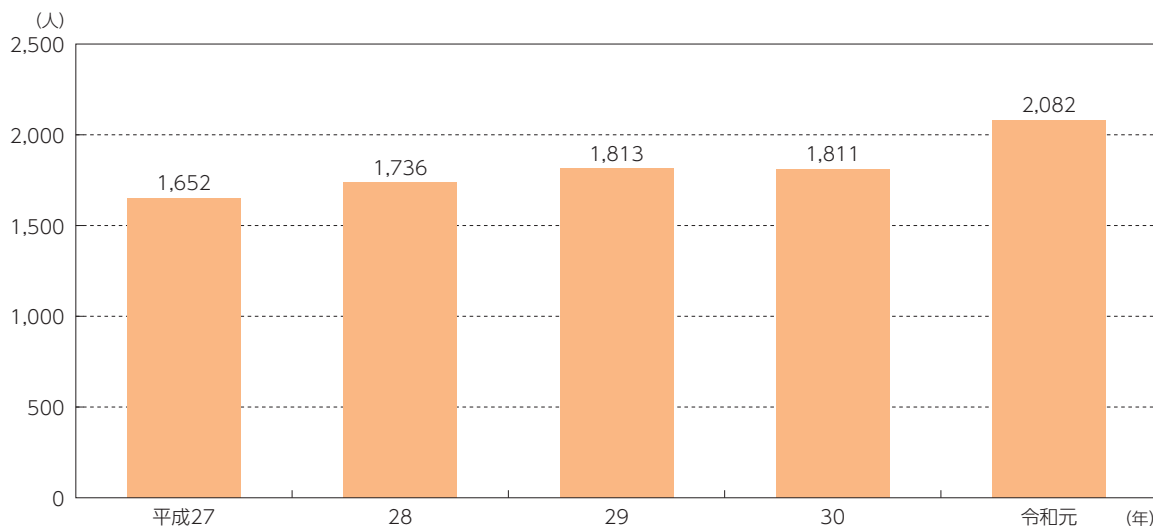
※1 SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録するとインターネット上で友人などと交流することができる。

※2 福祉犯とは、児童福祉法違反や児童買春等の少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

### ■ SNSに起因した被害児童数の推移

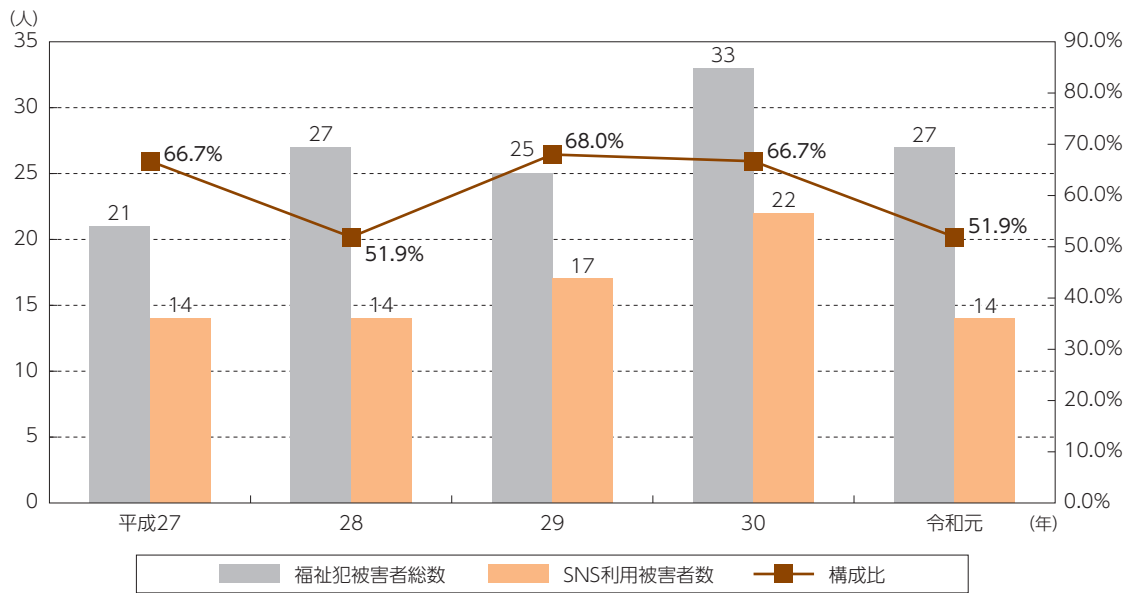
近年は、TwitterやLINEなどのSNSを介して、子どもや若者がトラブルに巻き込まれるケースが多く発生しており、SNSに起因した被害児童数は全国的に増加傾向にあります。

図表13 SNS利用に起因した福祉犯被害児童数（全国）



資料：警察庁「令和元年における子供の犯罪被害の状況」

図表14 SNS利用に起因した福祉犯被害児童数（山形県）



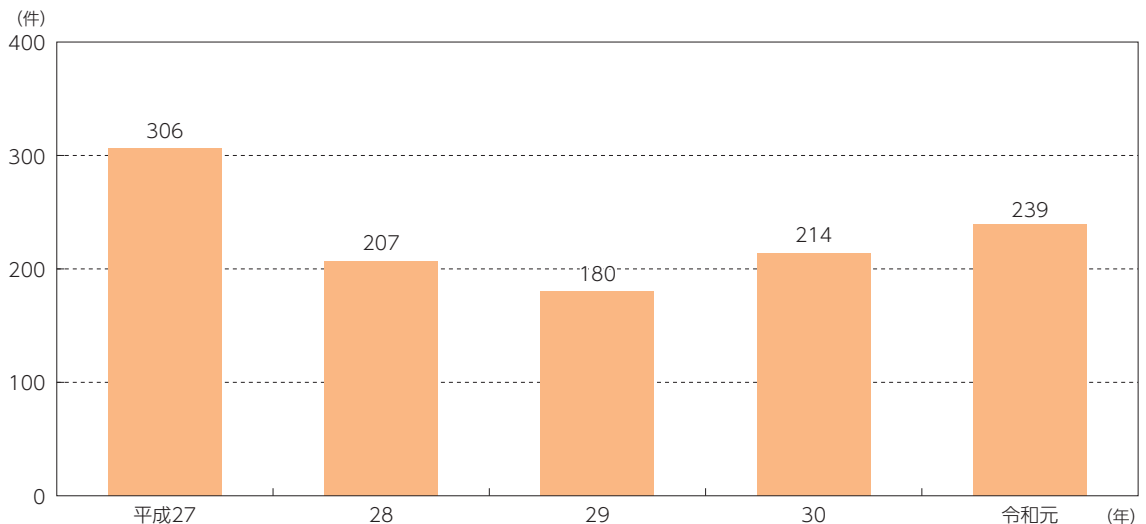
資料：山形県警察本部

### ■ 子どもを対象とした声かけ等事案 / 危険ドラッグの事件状況

本県における小中高校生の登下校時等の不審者による声かけ等事案の認知状況については、平成28年、29年と減少しましたが、平成30年以降は増加に転じました。

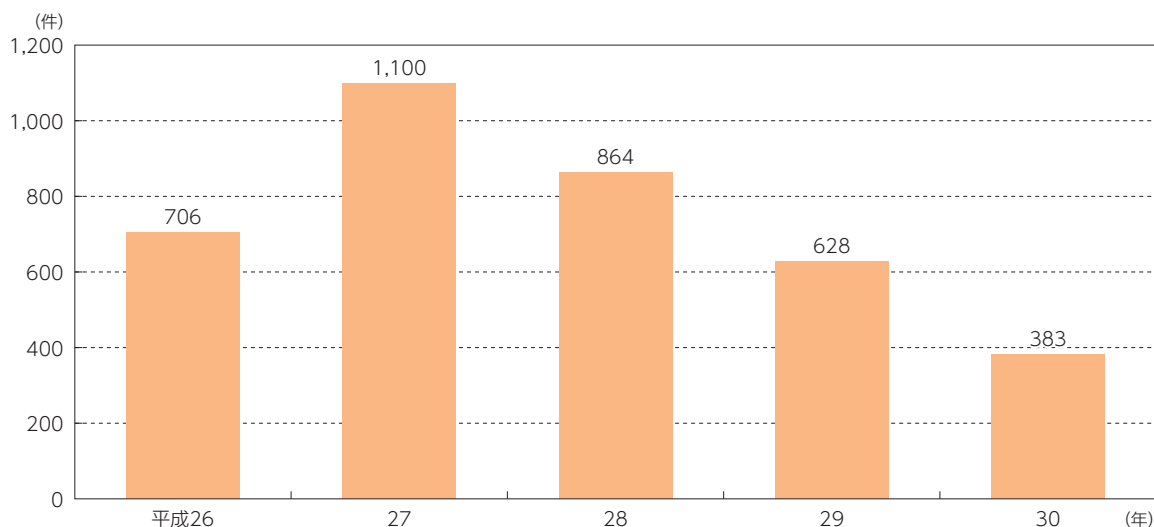
危険ドラッグについては、県では平成28年4月1日に「山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例」を施行し、県民一丸となって薬物乱用を防止する環境の整備を行っています。

図表15 子どもを対象とした声かけ等事案（山形県）



資料：山形県警察本部生活安全企画課「子どもを対象とした犯罪・声かけ等の取扱状況（令和元年）」

図表16 危険ドラッグによる事件数（全国）



資料： 警察庁「平成30年における薬物・銃器情勢」

## (2) 新規学卒者の状況等

### ① 高等学校卒業後の状況

平成31年3月高等学校卒業者の大学等進学率は、44.6%で前年度より0.7ポイント低下しています。（全国で第39位）

平成31年3月高等学校卒業者の就職率は、29.8%で前年度より0.3ポイント低下しています。

平成31年3月高等学校卒業者の就職者のうち、県内に就職した割合は、77.9%で前年度より1.4ポイント上昇しています。

図表17 高等学校卒業後の状況（平成31年3月卒業生〔全日制・定時制〕）（山形県）

	卒業生数 (人)			大学等進学者数 (人/%)			専修学校等進学者数 (人/%)			就職者数 (人/%)			その他
	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	
総数	9,849	4,726	5,123	4,390	1,352 30.8%	3,038 69.2%	2,361	919 38.9%	1,442 61.1%	2,933	2,285 77.9%	648 22.1%	172
県全体に対する割合		48.0%	52.0%	44.6%	13.7%	30.8%	24.0%	9.3%	14.6%	29.8%	23.2%	6.6%	1.7%

資料：山形県統計企画課「令和元年度学校基本調査」

### ② 若年男女別の非正規雇用の割合の推移

雇用者（役員を除く）の雇用形態別人数をみると、「15～34歳」の正規就業者（正規の職員・従業員）は88.3千人で全体の雇用者に占める割合は74.0%となっており、平成24年と比べると、4.8ポイント増加しています。

図表18 15～34歳の男女別・雇用形態別雇用人数と割合（平成29年、24年）（山形県）

（単位：千人、%、ポイント）

雇用形態	男女	実数			割合		
		総数	男	女	総数	男	女
平成29年	雇用者(役員を除く)	119.3	63.9	55.3	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	88.3	53.0	35.3	74.0	82.9	63.8
	非正規就業者	31.0	10.9	20.0	26.0	17.1	36.2
平成24年	雇用者(役員を除く)	131.6	67.6	64.2	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	91.1	53.7	37.5	69.2	79.4	54.8
	非正規就業者	40.5	13.8	26.7	30.8	20.4	41.6
増減	雇用者(役員を除く)	△ 12.3	△ 3.7	△ 8.9	—	—	—
	正規の職員・従業員	△ 2.8	△ 0.7	△ 2.2	4.8	3.5	9.0
	非正規就業者	△ 9.5	△ 2.9	△ 6.7	△ 4.8	△ 3.3	△ 5.4

資料：総務省「就労構造基本調査」、山形県「就業構造基本調査結果の概要」

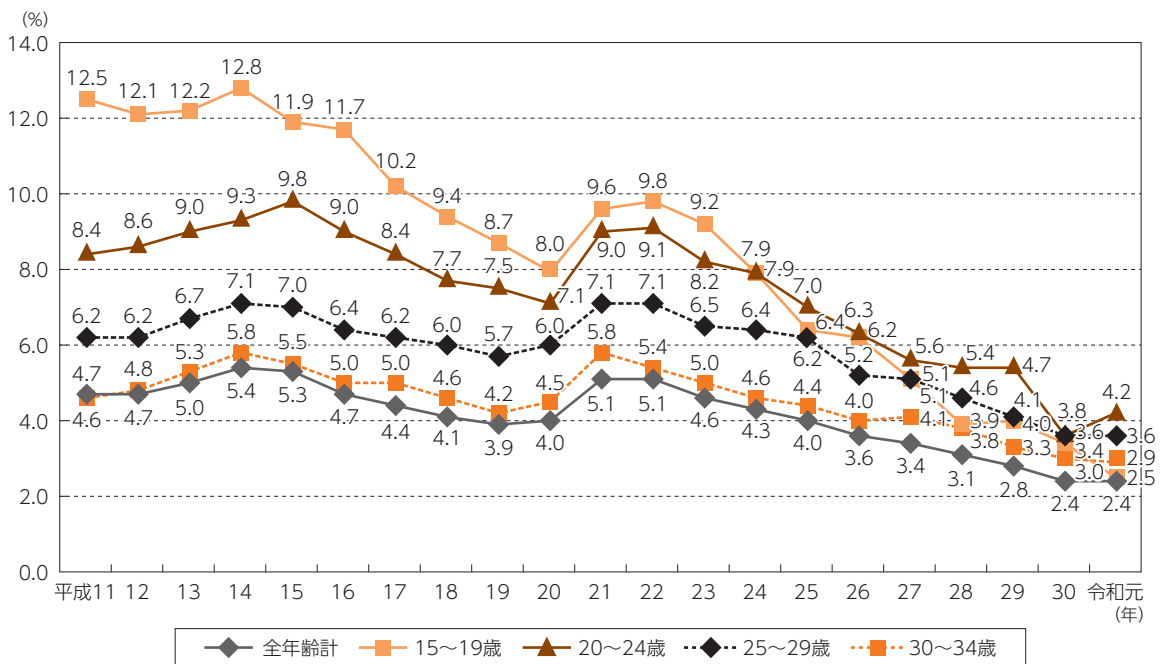
③ 若者の失業率の推移

若者の失業率は年齢が若くなるほど高い傾向となっています。

また、景気変動にも左右されやすく、バブル崩壊後（1991年頃）やリーマンショック後（2008年頃）には、いずれも増加傾向にありました。

近年は若年層・新卒者を含む失業率が改善傾向にありますが、全年齢の平均に比べ若年層の失業率は高くなっています。

図表19 若者の失業率の推移（全国）



資料：総務省「令和元年度労働力調査」ただし、平成23年は補完推計値

# 3 困難を有する子ども・若者

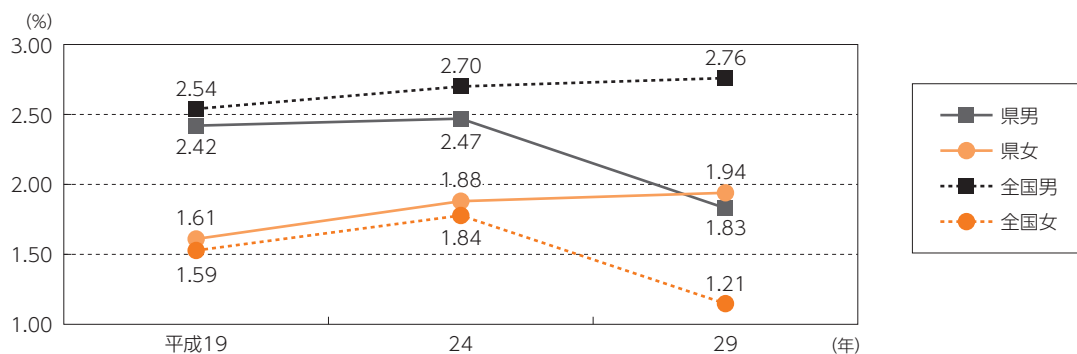
## (1) 若者無業者（ニート）・フリーターの状況

### ■ 若年者の無業者の割合

平成29年の就業構造基本調査によると、本県の若年無業者（いわゆる「ニート」）の割合について、男性は全国平均を下回り、女性は全国平均を上回っています。

推移については、全国では男性、本県では女性が増加傾向にあります。

図表20 若年無業者の割合推移（全国・山形県）



資料：総務省「就業構造基本調査」

### ■ フリーター・若年無業者（ニート）数の推移

過去3年の労働力調査によると、フリーターは減少傾向にあるものの、若年無業者（ニート）は概ね横ばいです。

図表21 フリーター・若年無業者数の推移（全国・山形県）

調査機関・調査内容	調査項目	平17年	平19年	平22年	平24年	平25年	平26年	平27年	平28年	平29年	平30年
		厚生労働省 [労働経済白書] H17~H28	フリーター	201万人	181万人	182万人	180万人	182万人	179万人	167万人	155万人
総務省 [労働力調査] H29, H30	15~24歳	104万人	89万人	84万人	77万人	80万人	73万人	70万人	63万人	64万人	61万人
	25~34歳	97万人	92万人	98万人	103万人	102万人	106万人	97万人	92万人	88万人	82万人
	ニート	64万人	61万人	58万人	62万人	59万人	56万人	56万人	57万人	51万人	54万人
	15~24歳	25万人	25万人	24万人	26万人	24万人	22万人	22万人	23万人	17万人	22万人
	25~34歳	39万人	36万人	34万人	36万人	35万人	34万人	34万人	34万人	34万人	32万人
	山形県 (統計企画課推計) 国勢調査 H17, H22, H27	フリーター	19,894人								
ニート		2,669人		2,371人				3,720人			
山形県 (統計企画課推計) 就業構造基本調査 H19, H24, H29	フリーター										
	ニート		5,100人		4,700人					3,600人	

**フリーター****【厚生労働省 労働力経済白書による定義】**

15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の①～③の合計。

- ①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- ③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

**ニート（若年無業者）****【厚生労働省 労働経済白書による定義】**

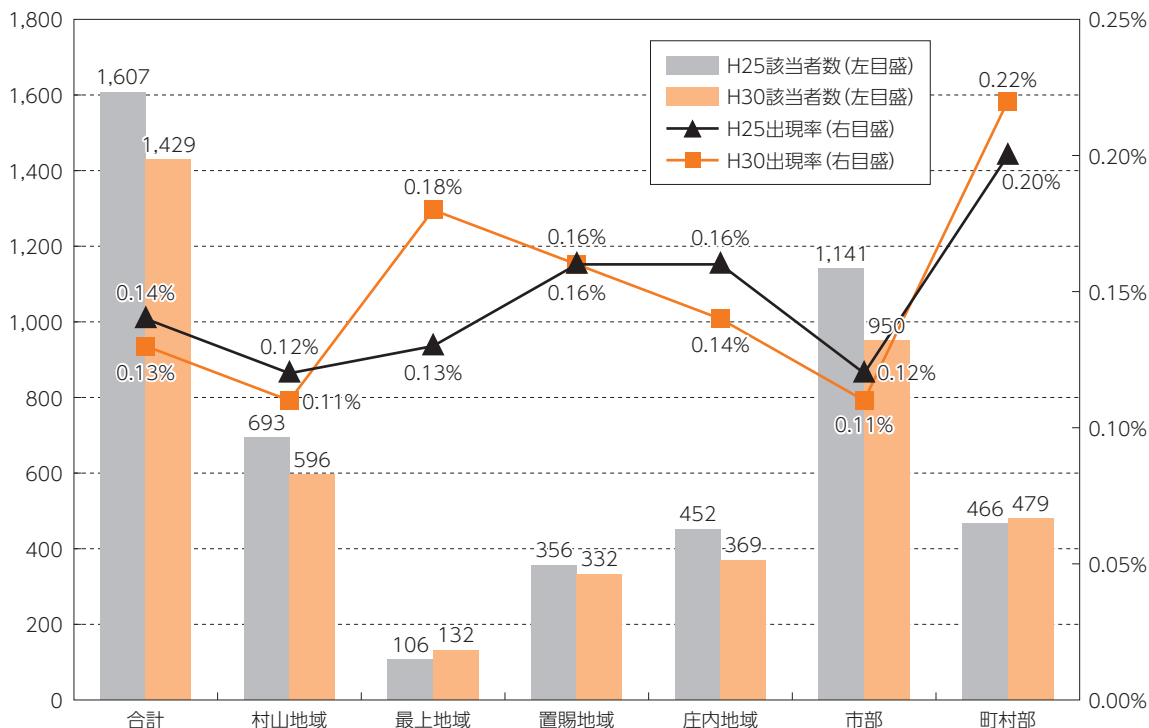
15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

**■ 困難を有する若者に関するアンケート調査**

平成30年4月～7月に、県内全ての民生委員児童委員に対し、ひきこもりやニート等の「社会生活に参加する上で困難を有する若者等」に関するアンケート調査を5年ぶりに実施したところ、該当者の人数は1,429人で、そのうち15歳から39歳までの「若者」は629人となり、若年層の出現率は5年前から低下しています。

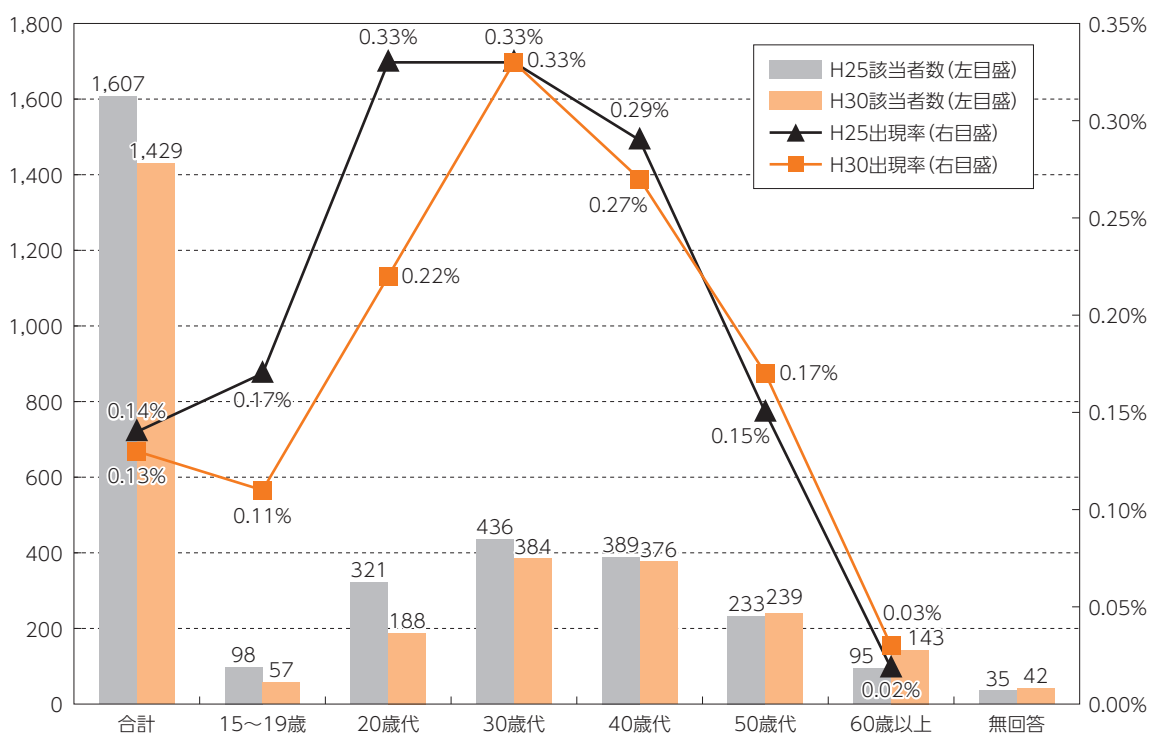


図表22 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率  
(平成30年) (山形県 4地域、市部、町村部)



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成30年)

図表23 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率  
(平成30年) (山形県 年齢別)



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成30年)

### ■ ひきこもりに関する推計（内閣府推計値）

平成27年12月に内閣府が実施した調査から推計されるひきこもりの若者（15～39歳）は広義で54.1万人、狭義で17.6万人いるとされ、これを人口比で単純に割り出すと、本県においては広義で約4,000人、狭義で約1,300人の該当者がいると推測されます。

図表24 ひきこもりの状態にある若者の内閣府推計値（平成27年）（全国）

ひきこもりの状態	有効回収率に占める割合 (%)	全国の推計数（万人）	
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16	5.5	狭義の ひきこもり 17.6万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニ などには出かける	0.35	12.1	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に 関する用事の時だけ外出する	1.06	準ひきこもり	36.5万人
計	1.57	広義のひきこもり	54.1万人

資料：内閣府「若者の意識に関する調査」（平成27年）

#### （参考）厚生労働省による推計値

平成18年に厚生労働省が実施した「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によると、全国で総世帯の0.56%にあたる25.5万世帯程度に、現在ひきこもり状態にある子どもがいると推計されており、これを山形県の世帯数にあてはめると、約2,000世帯程度となる。

## （2）不登校、中途退学の状況

### ■ 長期（30日以上）欠席の児童・生徒数（小学校・中学校）

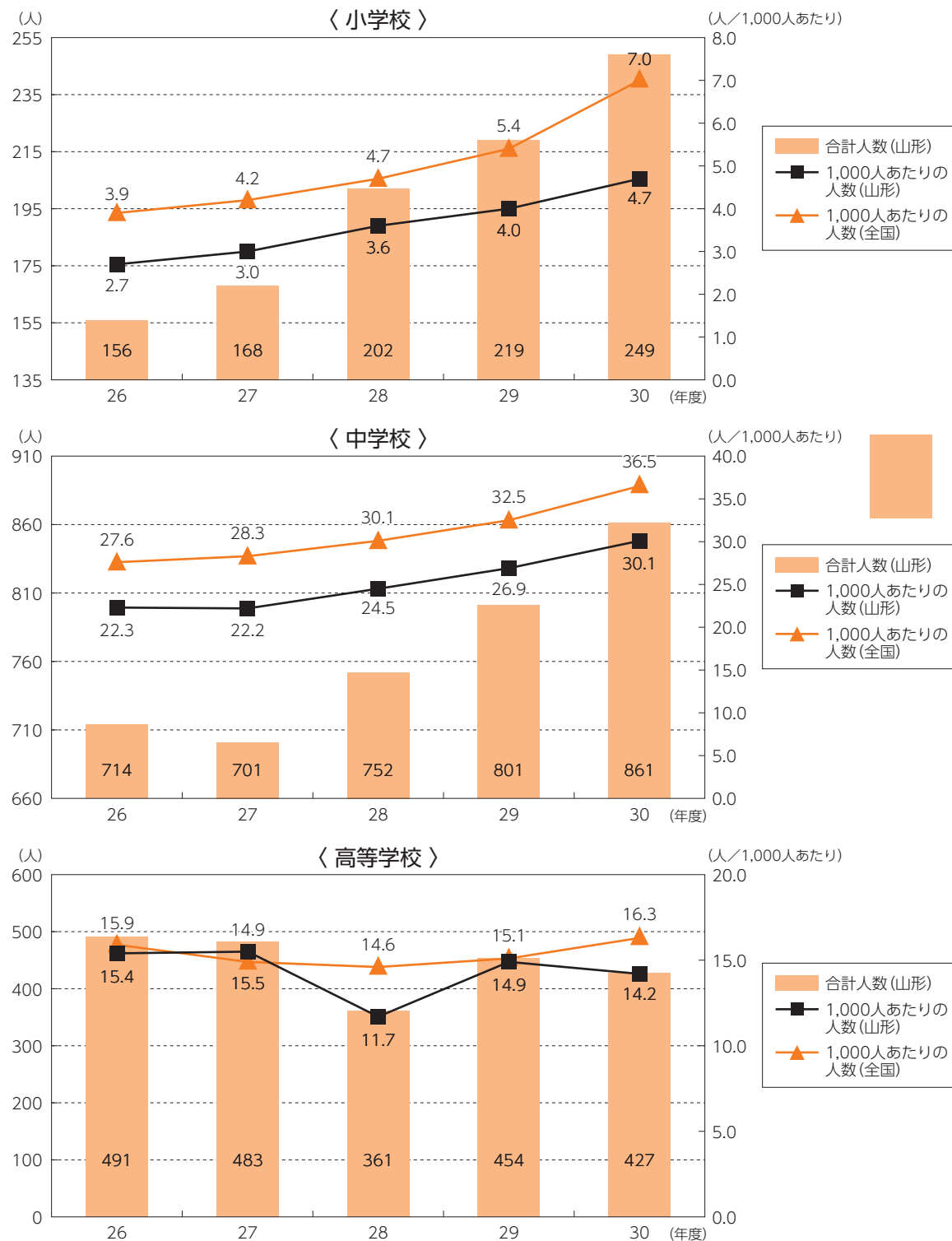
平成30年度間の長期欠席者数は、小学校332人で前年度間より26人の増加、中学校965人で前年度間より76人の増加となっています。

この中で、「不登校」※を理由とする児童・生徒数は、小学校が249人で前年度間より30人増加、中学校が861人で前年度間より60人増加しています。全児童・生徒数に占める割合は、小学校0.48%、中学校3.80%となっています。（全国平均（小学校0.70%、中学校3.72%））

※「不登校」とは、心理的、情緒的理由や社会的要因、背景などにより長期欠席したことをいう。



図表25 不登校児童生徒数の推移（全国・山形県）

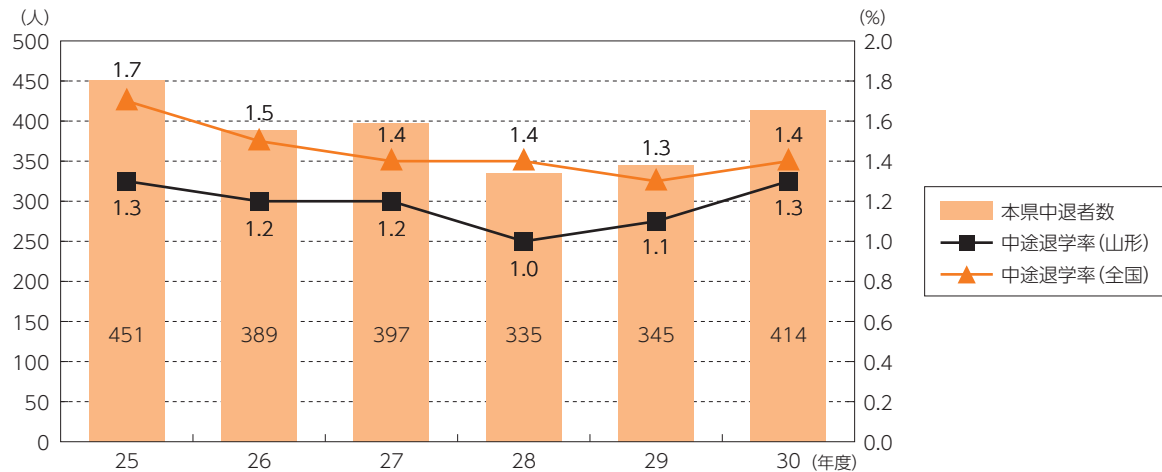


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### ■ 高等学校における中途退学の状況

平成30年度の公私立高等学校の不登校生徒数は、414人で前年度より69人増加しています。

図表26 高等学校における中途退学者数の推移（山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### ■ 高等学校中途退学の理由

中退の理由としては、別の高校への入学や就職を希望する「進路変更」によるものや、高校生活に熱意がない、人間関係が保てないといった「学校生活等不適応」によるものも約3割を占めています。

図表27 高等学校における中途退学の理由（山形県）

中退の理由	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他の理由	合計
H27	10	148	165	28	3	13	24	6	397
H28	2	114	164	11	4	15	8	17	335
H29	9	177	115	18	2	7	11	6	345
H30	23	169	158	17	4	12	18	13	414

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

## (3) 障がいのある子ども・若者

### ■ 身体障がい児・知的障がい児の数と県発達障がい者支援センターにおける相談件数

平成30年度の県内における身体障がい児、知的障がい児の数はそれぞれ628人、1,469人です。県発達障がい者支援センターにおける相談件数は、年間で1,600件程度となっています。

図表28 身体障がい児・知的障がい児の数（平成30年度）（山形県）

(単位:人)

障がい別・障がい程度	身体障がい児人員数					知的障がい児人員数	
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	重 度	中軽度
人員数・件数	20	88	6	368	146	410	1,059
合 計	628					1,469	

資料：山形県障がい福祉課

図表29 県発達障がい者支援センターにおける相談件数（山形県）

（単位：件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
発達障がい相談延べ件数	1,514	1,624	1,643	1,904	1,696	1,733

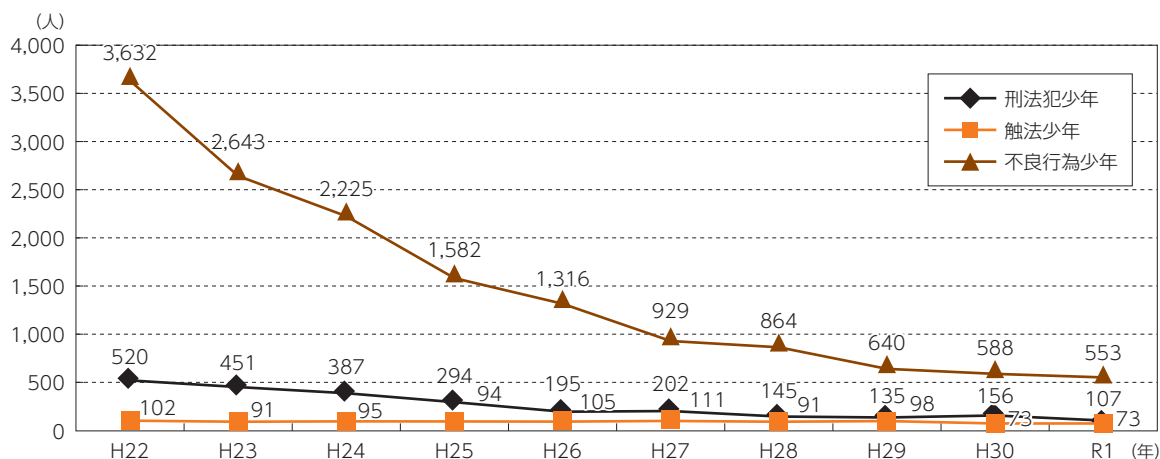
資料：山形県発達障がい者支援センター

#### (4) 非行、いじめ、暴力行為

##### ■ 少年非行の状況

本県における少年非行（20歳未満）の状況は、不良行為少年については10年前より大幅に減少しているものの、触法少年数はほぼ横ばいに推移しています。

図表30 少年非行の状況（山形県）



資料：山形県警察本部少年課

**刑 法 犯 少 年**：刑法犯の罪を犯した犯罪少年（交通関係を除く）

**触 法 少 年**：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

**不良行為少年**：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己または他人の特性を害する行為をしている少年

**非 行 少 年**：犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）、触法少年、ぐ犯少年（罪を犯し又は触法行為をするおそれのある少年）

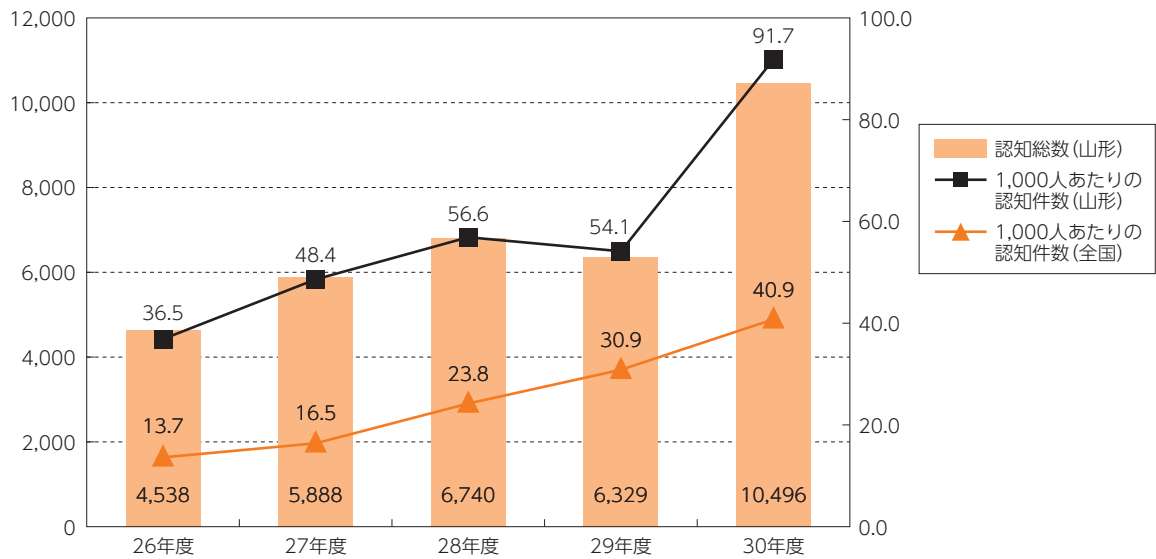
##### ■ いじめ認知件数の推移

本県におけるいじめの認知件数は、平成25年度以降は増加傾向にあります。

また、児童生徒1,000人当たりの認知件数も同様の傾向を示しており、全国における認知件数を大幅に上回っています。

認知件数が増加した要因としては、県統一形式のアンケートを導入し、個別面談と併せて、児童生徒一人ひとりから丁寧に聞き取りを行い、より詳しく状況把握を行っていることに加え、保護者や児童生徒のいじめに対する意識が高まり、いじめについての相談が多く寄せられた結果であると考えられます。

図表31 いじめ認知件数の推移（小中高合計）（全国・山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

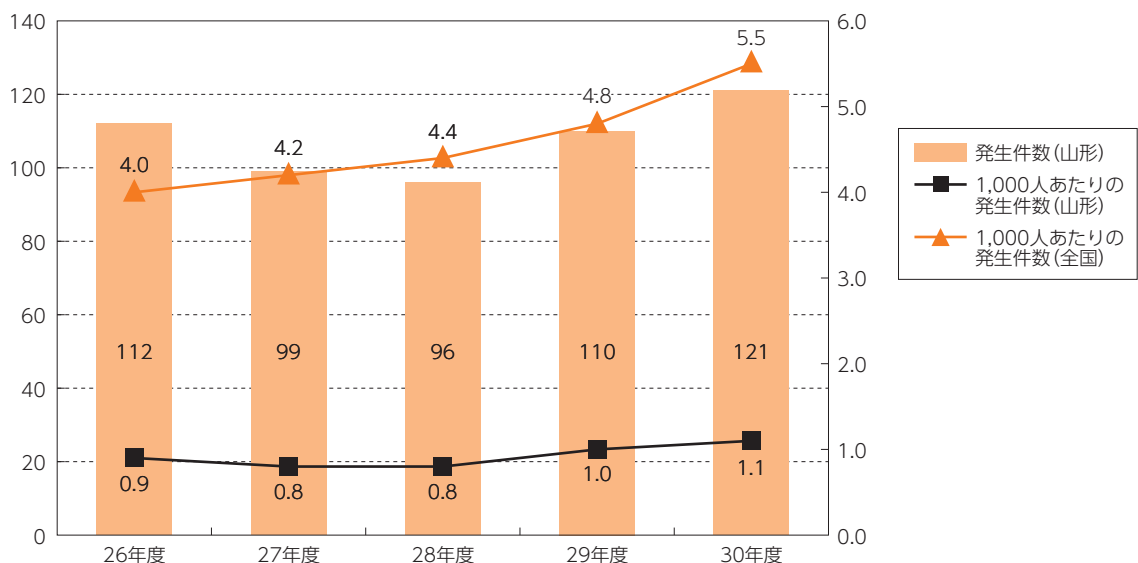
#### ※いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

#### ■ 暴力行為の発生状況（小中高合計）

直近5年間における児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、本県では1件前後で推移していますが、全国では徐々に増加し、5件程度となっています。

図表32 暴力行為の発生件数の推移（全国・山形県）

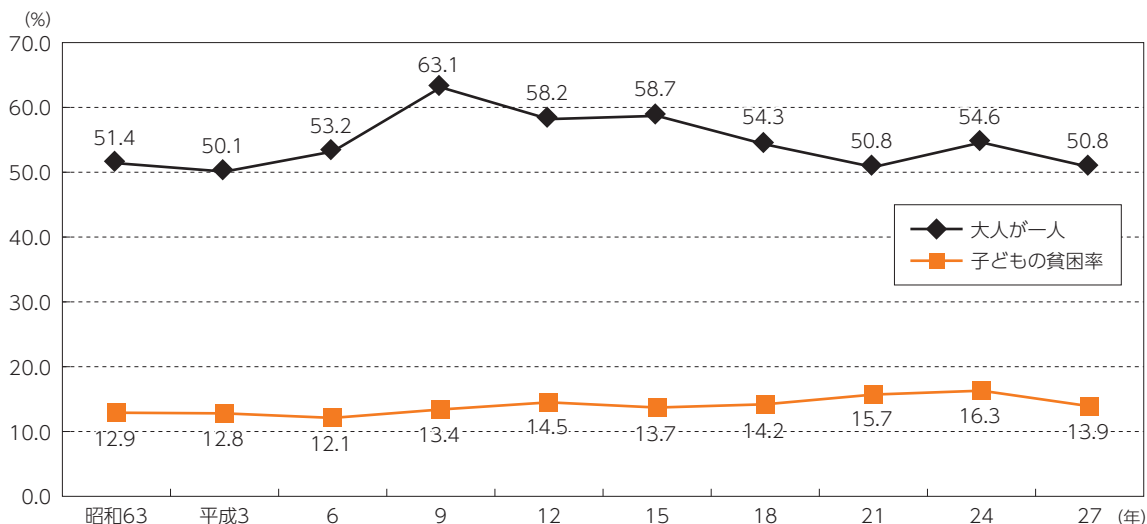


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(5) 子どもの貧困の状況

子どもの貧困率は、増加と減少を繰り返しています。

図表33 子どもの貧困率の推移（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表34 貧困率の推移（全国）

（単位：％）

	昭和63	平成3	6	9	12	15	18	21	24	27
相対的貧困率	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる 現役世帯	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

- 注1 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
- 2 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。
- 3 平成27年の数値は、熊本県を除いたもの。
- 4 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

**子どもの貧困率**…毎年実施の「国民生活基礎調査」の3年に1度の大規模調査を用い推計したものです。17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

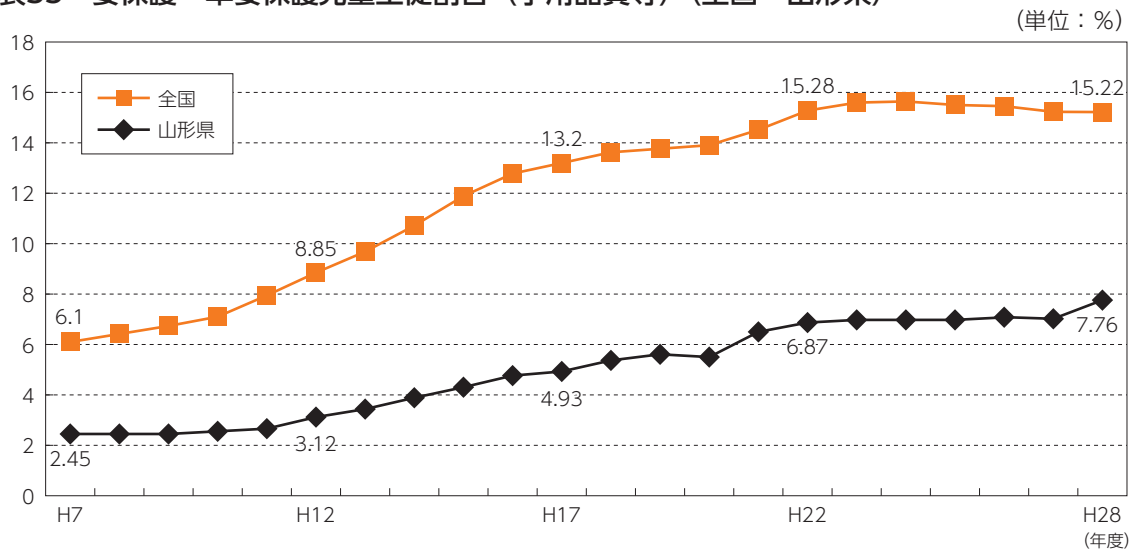
**相対的貧困率**…貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていないため、通常の暮らしができない者の割合です。

**貧困線**…世帯の可処分所得（いわゆる手取り収入）を、世帯員数の平方根で割って調整した金額（等価可処分所得）の中央値の半分の額をいいます。

### ■ 就学援助を受けている児童生徒の増加

山形県の小中学校において学用品等の就学援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、平成28年度は6,001人となり、全児童生徒総数の約8.0%を占めています。これは、全国のおよそ半分の水準であるものの、平成7年度の約3倍の水準となっています。

図表35 要保護・準要保護児童生徒割合（学用品費等）（全国・山形県）

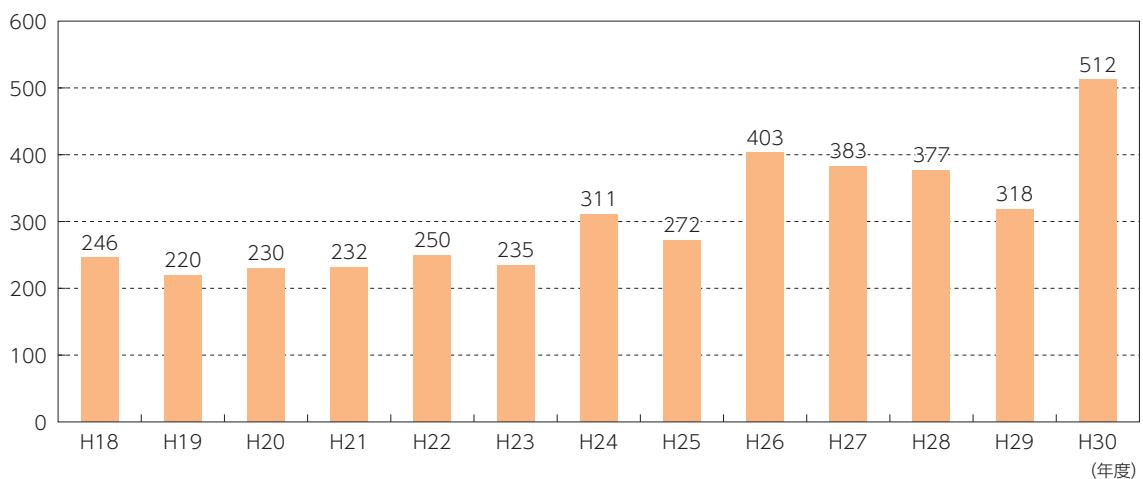


資料：文部科学省「就学援助実施状況調査」

## (6) 子ども虐待の状況

虐待と認定された件数は、法改正による通告範囲の拡大（「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」へと通告の対象範囲が拡大）もあり、平成16年度以降200件を超える件数で推移しています。平成30年度は512件となり、過去最高となっています。

図表36 児童虐待の認定件数（山形県）

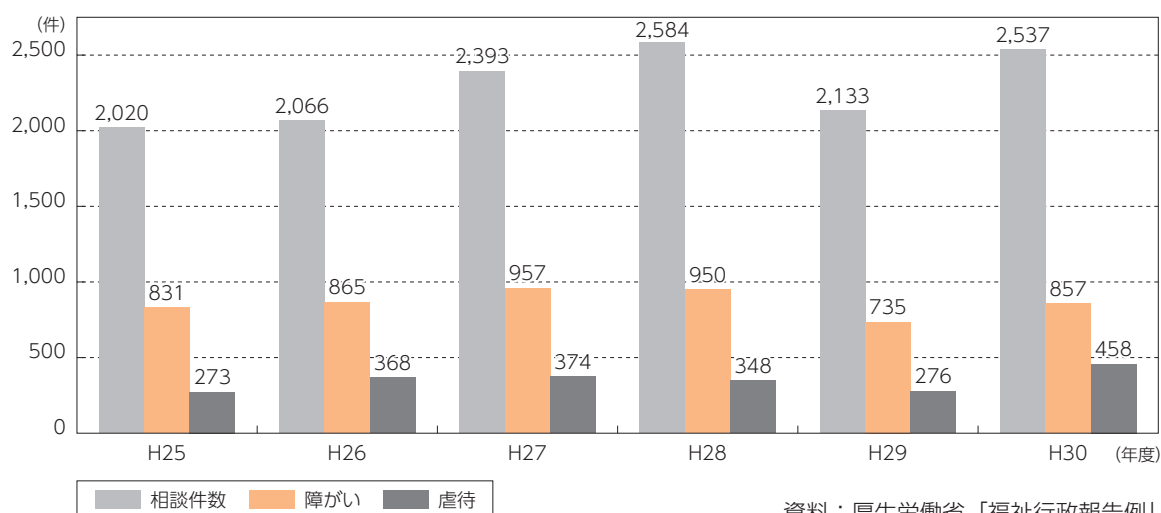


資料：山形県子ども家庭課

図表37 児童相談所の相談件数と相談内容（山形県）

（単位：件）

年度	相談件数	相談内容						
		養護	虐待	保健	障がい	非行	育成	その他
H25	2,020	619	273	8	831	68	315	179
H26	2,066	691	368	7	865	96	272	135
H27	2,393	679	374	9	957	90	495	163
H28	2,584	680	348	9	950	86	668	191
H29	2,133	525	276	19	735	61	568	225
H30	2,537	808	458	17	857	61	581	213



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図表38 児童相談所の相談件数と相談内容（全国）

（単位：件）

年度	相談件数	相談内容						
		養護	虐待	保健	障がい	非行	育成	その他
H25	386,770	125,831	74,443	2,144	172,454	16,909	49,122	20,310
H26	416,056	145,849	91,139	1,967	182,546	16,354	48,803	20,537
H27	434,210	162,351	104,699	1,718	184,804	15,068	47,877	22,392
H28	457,472	184,314	124,083	1,807	185,186	14,398	45,830	25,937
H29	463,038	195,643	135,473	1,608	184,799	13,910	41,364	25,714
H30	504,999	231,772	165,424	1,451	189,180	13,006	41,416	28,174

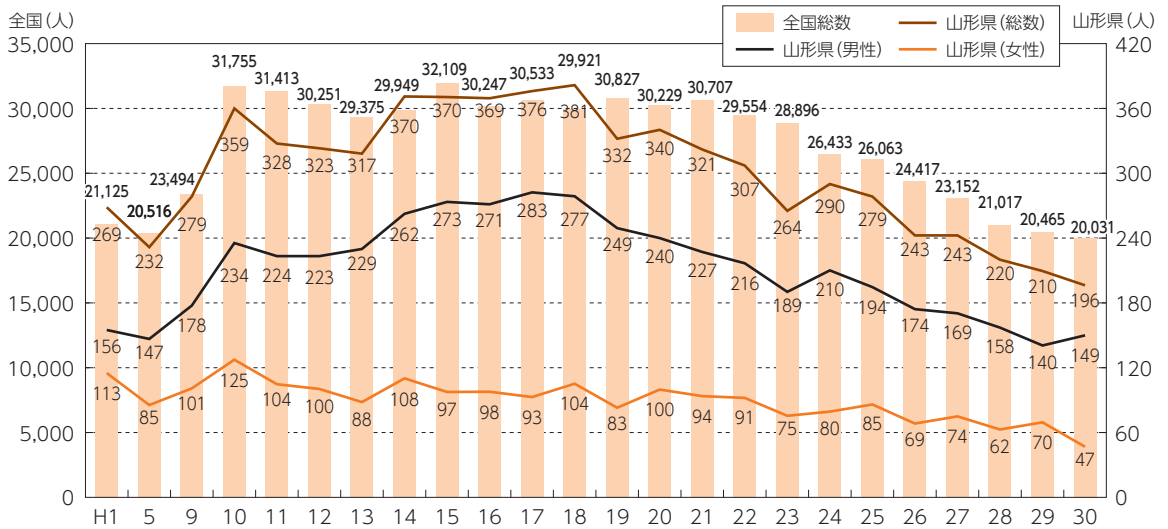
資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

(7) 自殺の状況について

■ 自殺者数の推移

山形県の平成30年の自殺者数は196人で、前年に比べ14人の減少でした。平成18年の381人をピークに減少傾向にあります。全国の自殺者数は、平成30年は20,031人で、平成22年から9年連続で減少しています。

図表39 自殺者数の推移（全国・山形県）

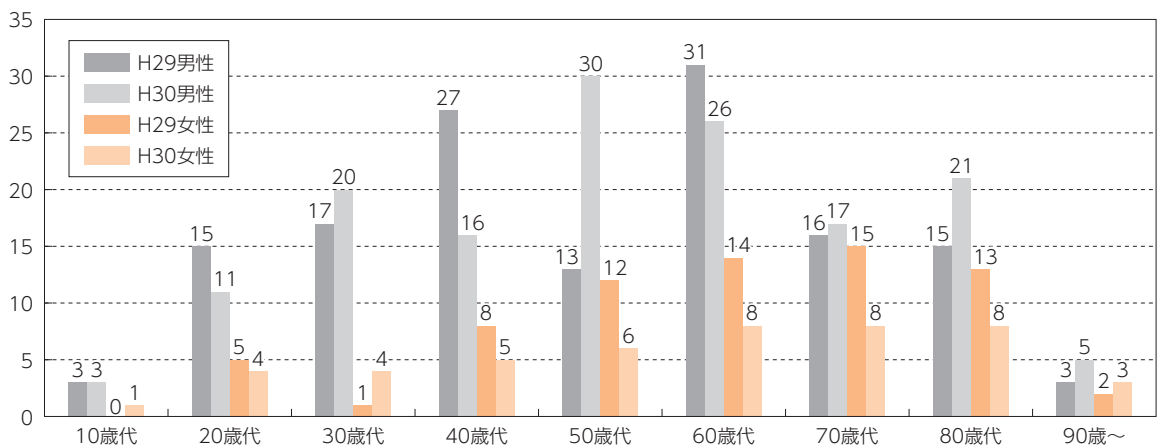


資料：厚生労働省人口動態統計

■ 男女別の自殺の状況

男女別では、男性が149人（76.0%）、女性が47人（24.0%）です。男性の自殺者が全体の7割以上を占め、女性の約3倍となっています。若者（10～30代）についてみると、男性は34人（男性のうち22.8%）、女性は9人（女性のうち19.1%）となっており、およそ2割が若者の自殺者となっています。

図表40 年齢階級別・男女別の自殺者数（山形県）



資料：厚生労働省人口動態統計



■ 死因別の自殺状況

年齢階級別にみると、自殺は10～30歳代で第1位、40歳代で第2位、50歳代で3位となっています。

図表41 死因順位別にみた年齢階級、死亡数、死亡率、構成割合（平成30年）（山形県）

年齢階級	第一位				第二位				第三位			
	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)
10歳～19歳	悪性新生物	4	4.1	36.4					不慮の事故	1	1.0	9.1
	自殺	4	4.1	36.4					不慮の事故	1	1.0	9.1
20歳～29歳	自殺	15	18.5	38.5	悪性新生物	7	8.6	17.9	不慮の事故	5	6.2	12.8
30歳～39歳	自殺	24	21.2	28.6	悪性新生物	15	13.3	17.9	心疾患	8	7.1	9.5
40歳～49歳	悪性新生物	56	40.9	35.0	自殺	21	15.3	13.1	心疾患	20	14.6	12.5
50歳～59歳	悪性新生物	152	110.9	40.2	心疾患	61	44.5	16.1	自殺	36	26.3	9.5
60歳～69歳	悪性新生物	602	346.0	47.3	心疾患	160	92.0	12.6	脳血管疾患	99	56.9	7.8
70歳～79歳	悪性新生物	990	744.4	41.2	心疾患	305	229.3	12.7	脳血管疾患	194	145.9	8.1
80歳～	悪性新生物	2,078	1,586.3	19.0	心疾患	1,770	1,351.1	16.2	老衰	1,632	1,245.8	14.9
総数	悪性新生物	3,905	360.6	25.5	心疾患	2,328	215.0	15.2	老衰	1,687	155.8	11.0

資料：厚生労働省人口動態統計（概数）

※総数の「死亡率」の分母は、年齢不詳の人口を含む。

※「死亡率」は、人口10万人あたりの死亡数

※「割合(%)」は、年齢階級別の総死亡における各死因が占める割合



# 第4章 基本的な考え方

## 1 3つの柱と基本方針

次代を担う子ども・若者一人ひとりが心豊かに成長し、それぞれが持てる能力を発揮して自立・活躍できるようにするためには、個々の置かれた状況等に応じて、きめ細かな支援を総合的・体系的・継続的に実施していくことが必要です。

このため、施策の基本的な柱として、「Ⅰ 子ども・若者の健やかな育成と自立の促進」、「Ⅱ 未来を拓く子ども・若者の応援」、「Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援」を定め、関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、県民が一体となって、子ども・若者の育成支援に取り組みます。

### (基本の柱) Ⅰ 子ども・若者の健やかな育成と自立の促進

【基本方針】 一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切にし、他者との関わりを通して自己形成や他者に対する尊重、社会への参画力を醸成できるよう、また、子どもの頃から郷土に愛着や誇りを持ち、「山形らしい」自然の力や風土、精神文化に育まれた、心身共に健全で豊かな人間性が養われるよう、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援します。

### (基本の柱) Ⅱ 未来を拓く子ども・若者の応援

【基本方針】 若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、持てる力を十分に発揮し、地域、職場、家庭において役割と責任を十分に果たすとともに、子ども・若者が山形暮らしの良さを認識し、県づくりの主体として活躍できる環境づくりを推進します。

### (基本の柱) Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

【基本方針】 困難を有する子ども・若者とその家族が、困難な状況にあっても希望を持って生活できるよう、分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を継続的に実施します。



### 【目指す姿】

子ども・若者一人ひとりが心豊かに成長し、  
自立・活躍できる山形県

3つの基本的な柱（Ⅰ～Ⅲ）をそれぞれ構成する基本的方向及び施策の方向を、下記のとおり施策体系として位置づけ、各種施策に取り組んでいきます。

### （基本の柱）Ⅰ 子ども・若者の健やかな育成と自立の促進

【基本的方向】

- (1)子ども・若者の自己形成支援
- (2)子ども・若者の社会参加支援と参画力の育成
- (3)社会全体で支えるための環境づくり

【施策の方向】

- ①道徳観や規範意識、自律心等の育成
- ②豊かな人間性と健やかな体の育成、郷土愛の醸成
- ③社会的自立に向けた支援と社会参加の促進
- ④ICTの進化に適応し、活用できる人材の育成
- ⑤広い視野を持ち、持続可能な社会づくりに貢献できる力の育成
- ⑥家庭、学校、地域の連携・協働の推進
- ⑦子ども・若者の健全育成に向けた社会環境の整備

### （基本の柱）Ⅱ 未来を拓く子ども・若者の応援

【基本的方向】

- (4)若者が活躍できる基盤づくりへの支援と県内への移住・定着の促進
- (5)若者のライフステージに応じた総合的な支援

【施策の方向】

- ⑧若者の活躍を推進する気運の醸成、山形暮らしの良さを知る機会の充実
- ⑨多様な活動の促進、つながる機会の拡大
- ⑩若者の職業的自立、就労支援
- ⑪出会いの提供・結婚支援の充実・強化
- ⑫地域で支える子育て支援の充実
- ⑬仕事と家庭の両立支援の充実

### （基本の柱）Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

【基本的方向】

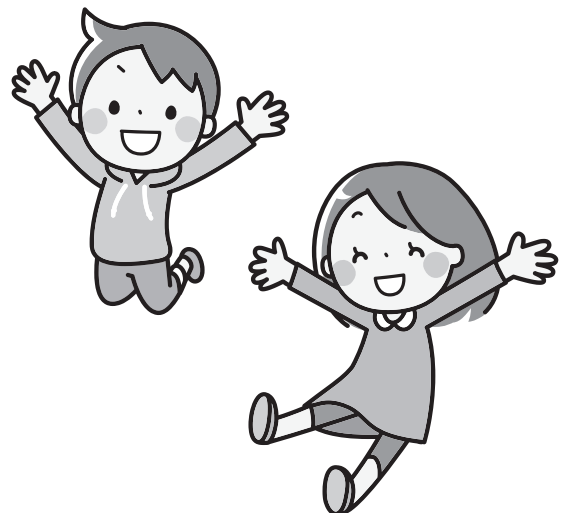
- (6)個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実
- (7)安心して生活できる体制の充実・強化

【施策の方向】

- ⑭社会参加に困難を有する子ども・若者、その家族への支援
- ⑮障がいのある子ども・若者への支援
- ⑯非行防止、いじめ・暴力行為への対策
- ⑰子どもの貧困問題、児童虐待、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応
- ⑱いのちを支える自殺対策
- ⑲性的マイノリティ等特に配慮が必要な子ども・若者への支援
- ⑳総合的な相談・支援体制の充実
- ㉑重層的な子ども・若者支援ネットワークの強化

## 2 子ども・若者の育成支援を推進する3つの視点

- (1) 子ども・若者の意見や立場を尊重します。
- (2) 一人ひとりの状況に応じた社会全体での重層的な支援を行います。
- (3) 地域における人と人とのつながり等を積極的に活用します。



# 第5章 子ども・若者の育成支援施策の方向

## I 子ども・若者の健やかな育成と自立の促進

### 基本的方向1 子ども・若者の自己形成支援

施策の主な対象 乳幼児～思春期の子ども・若者

子ども・若者が成長するための基礎づくりを支援するため、基本的な生活習慣の形成、社会を生き抜く力の育成に取り組みます。

また、自尊感情や自己肯定感を育み、他者への思いやりを持ち、自らの心と体を守ることができるよう、「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進するとともに、豊かな人間性や健やかな体の育成など子ども・若者の自己形成を支援します。

#### 施策の方向1 道徳観や規範意識、自律心等の育成

##### ① 基本的な生活習慣の形成

- 小さい頃から他者を尊重し、思いやりの心や道徳観、規範意識、自律心等を育む教育の充実
- 「山形らしさ」を活かした社会全体による子育てや家庭教育を支援する取組みの充実
- 「家庭の日」（毎月第3日曜日）の活用による、家族の語らいや親子のふれあいを通じた家族や家庭の素晴らしさ、絆の大切さを家庭や地域で見つめ直す運動の推進
- 家庭、学校における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

##### ② 社会を生き抜く力の育成

- 幼少からの遊びを通じた社会参画力の育成
- 自ら課題を見つけ、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的・協働的に解決していく探究する力（「確かな学力」）の育成
- 子どもと異年齢の人々との交流や他者と関わる体験の積み重ねを通じたコミュニケーション能力の育成
- 防災教育の充実による「自らの命は自らが守る」意識の醸成と災害対応力の育成
- 消費者としての素地を形成し、身近な消費者問題に目を向け、適切に対応できる能力の育成
- 経済的困難や社会参加に困難を有する者に対する就学支援や学び直し等の修学機会の提供、自立支援等学びのセーフティネットの整備



## 施策の方向2 豊かな人間性と健やかな体の育成、郷土愛の醸成

### ① 豊かな心と郷土愛の醸成

- 自分や他人のいのちを大切にすることを育てる「いのちの教育」の推進
- 住んでいる地域や郷土に誇りと愛着を持ち、地域とつながる心の育成
- 食に関する学習機会や情報の提供など、家庭、学校、地域が連携した食育の推進
- 「性といのちの学習」の手引きを活用した「いのちの教育」の実践

### ② 心身の健康と安心の確保

- 自らの心・体を理解し、大切にすることができる力の育成
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用など安心して相談できる体制の整備
- 子ども・若者の発達に応じた親等への学習機会の提供や相談体制の充実
- 喫煙や飲酒、薬物のほか、スマートフォンやゲーム依存など、多様化する子ども・若者の心身の健康課題に対して、学校・家庭・地域の連携による健康教育など、地域全体で取り組む体制の充実・強化
- 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子ども・若者を、受動喫煙がその健康に及ぼす悪影響から守り、快適に暮らすことのできる生活環境づくりの推進

#### 取組み紹介コラム

### 「未来に伝える山形の宝」の取組み

県では、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や交流の拡大につなげていくことを目的に、地域の文化財等を保存・活用する取組みを「未来に伝える山形の宝」として登録する制度を進めています。それぞれの取組みの中で、子どもたちが地域の歴史や文化を学んだり、伝統芸能を継承したりする機会が設けられています。

『風水にふれる里 最上川舟運と清水城址<sup>しみずじょうし</sup>』（大蔵村）の取組みでは、小学校4～6年生を対象に、およそ450年の歴史をもつ「合海田植え踊り<sup>あいかい</sup>」の伝承活動が行われています。子どもたちは「合海田植え踊り保存会 子どもタウエーズ」として毎週金曜日に行われる練習会に参加し、「おおくら大産業市」などのイベントにおいて踊りを披露します。6月第1日曜日には、集落の全戸をまわる大人たちの姿を見ようと、子どもたちも一緒にまわって歩きます。

このような取組みは、地域の中に世代を越えたつながりを生み、地域を元気にするとともに、子どもたちに郷土に対する誇りと愛着を育んでいます。



保存会の方から指導を受けている様子



伝統を受け継ぎ、保存会の踊り手として活躍

## 基本的方向2 子ども・若者の社会参加支援と参画力の育成

施策の主な対象	学童期～思春期、施策によっては青年期も含む
---------	-----------------------

子ども・若者が、社会に積極的に関わり、よりよい社会を共に創りあげていく力を身につけることができるよう、様々な社会体験や社会参加活動を促進するとともに、子ども・若者の意見の表明、交流機会の確保や意思決定過程への参加の推進に取り組めます。さらに、社会の様々な課題に主体的に関わる参画力を育むことにより、社会情勢の大きな変化や多様化に対して、広い視野を持ち、社会貢献のため率先して行動できる人材を育成します。

### 施策の方向3 社会的自立に向けた支援と社会参加の促進

- ① 自己実現を図るための勤労観・職業観の育成
  - 社会的自立に向け、幼児期から小・中・高等学校を通じた計画的・系統的なキャリア教育の推進
  - 地域企業等との連携による職場見学や体験、インターンシップの実施
- ② 社会体験、社会参加の促進
  - 伝統文化を継承し、地域社会の発展を担う人材の育成
  - 家庭や地域、企業・事業所等が連携・協働し、将来の地域社会や地域産業を担う子どもたちの様々な体験・学習活動を社会全体で支援する取組みの推進
  - ジュニア・リーダー活動、青少年ボランティア活動の活性化に向けた取組みの推進
  - 子ども・若者の意見の表明、交流機会の確保や意思決定過程への参加の推進

### 施策の方向4 ICTの進化に適応し、活用できる人材の育成

- ① 情報化社会の進展に対応する実践的な力の育成
  - 情報活用能力等の育成に向けたICTを活用した教育活動の推進
  - 「超スマート社会（society 5.0）」の到来を見据え、ICTを高度に活用し、社会の具体的な課題を解決できる人材の育成

### 施策の方向5 広い視野を持ち、持続可能な社会づくりに貢献できる力の育成

- ① グローバル化、多様化する社会への適応力の育成
  - 多様な文化への理解や国際的な視野を広げる学習等の推進
  - 地球環境の適切な保全・創造・活用等への理解を深めるための環境教育の推進
  - 「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識し、率先して行動できる人材の育成

## 取組み紹介コラム 地域青少年ボランティア活動推進事業の取組み

県内には、「YYボランティア」の愛称で親しまれ、「山形方式」とされる地域青少年ボランティアサークルが多数存在し、学校の枠を越え地域単位での自主性の高い活動を行っています。

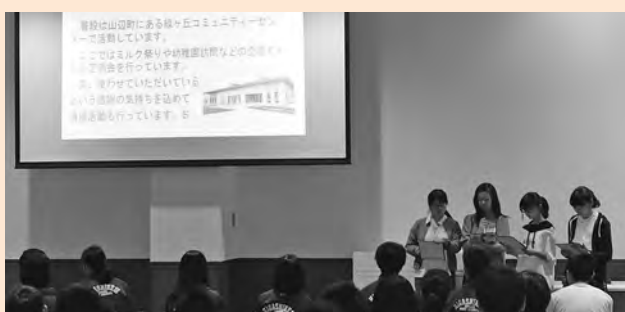
しかし、少子化や学校の多忙化等の影響で、会員が集まらずサークルが休止中の市町村や、活動内容がマンネリ化して停滞気味の市町村もあり、活性化が求められています。

そこで県では、ボランティアに興味はあっても活動を開始していない中高生に対してサークル情報や体験機会を提供したり、既にサークルには加入しているがステップアップを図りたい中高生に対して研修や交流機会を提供したりするための事業を展開しています。

活動を始める絶好のきっかけとなる「中学生ボランティアリーダーセミナー」は、学校や部活動が休みとなる夏休み中に、各地区の青少年教育施設に宿泊して開催され、幼児や高齢者等に楽しんでもらうスキルを学ぶ研修と、学んだことを実践する施設訪問や「だがしや楽校」等で構成されており、毎年それぞれの地区で多数の参加者が集まります。

また、サークル会員と未加入の中高生が交流し、活動紹介やスキルアップの機会となる「地域青少年ボランティア活動セミナー」は、中体連の代休などに、公共施設やイベント会場、大型商業施設等で開催され、サークル会員や各市町村のボランティア担当者によるプレゼンテーションの他、各地区の教育事務所職員やサークルOB・OG、地域で活躍する青年等による研修・イベントなどが行われ、一般の来場者も含む多くの方で盛り上がります。

これらの取組みは、地域とのつながりが希薄になった青少年が様々な世代の方と直接関わるきっかけを与え、ボランティア活動の意義を見出し、地域の魅力を再発見するとともに、全ての世代がつながる地域社会の再構築に発展するものとして、非常に重要なものとなっています。



大型商業施設でサークルの活動紹介をする様子



げんキッズでバルーンを来場者に配る様子





## 基本的方向3 社会全体で支えるための環境づくり

施策の主な対象	学童期～青年期の子ども・若者
---------	----------------

少子高齢化や情報化、グローバル化の進展など、急速に社会環境が変化し、地域住民同士のつながりの希薄化が課題とされている中、学校や家庭、地域が連携・協力し、子ども・若者の健やかな成長と自立を支援するための活動が実践されてきました。このような取組みをさらに強化するとともに、放課後の居場所づくりや様々な活動の場づくり、有害環境浄化対策やインターネット利用をめぐる問題に対する取組みの強化など、学校、家庭、地域が連携し、社会全体で支えるための環境づくりを推進します。

### 施策の方向6 家庭、学校、地域の連携・協働の推進

- ① 社会全体で子ども・若者を支援する体制づくり
  - 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動など社会全体で子どもの健全育成を支援する取組みの展開
  - 学校や家庭、地域が連携・協働し、子ども・若者の様々な体験・学習活動を社会全体で支援する仕組みの構築
  - 学生や若者の力の活用や、地域、関係機関・団体等との連携による居場所や様々な活動の場づくりの推進
- ② 子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり
  - 学校や家庭、地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の強化
  - 学校や家庭、地域が連携・協働した交通安全、防犯、消費生活等の教育・啓発の推進
  - 通学路の安全対策や防犯パトロールの実施、県民の防犯意識の向上などによる事故や犯罪のないまちづくりの推進

### 施策の方向7 子ども・若者の健全育成に向けた社会環境の整備

- ① 有害環境対策の推進
  - 青少年健全育成条例に基づく有害図書類規制など社会環境健全化の推進
  - 子どもや若者が大麻等の違法薬物や危険ドラッグに関わらないよう薬物乱用防止の啓発の推進
  - サイバーパトロール等による有害情報に対処する取組みの推進
- ② インターネットの安全・安心な利用の促進
  - 子ども・若者や保護者に対するインターネットの安全・安心な利用に関する啓発の推進
  - 関係機関や業界団体等との連携によるフィルタリング普及に向けた取組みや啓発活動の推進
  - 学校における情報活用能力の育成と情報モラルも含めた情報教育の充実

### 取組み紹介コラム 青少年の健全育成に向けた県民運動の取組みについて

県では、青少年の健全育成に向け、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を展開し、あいさつ・見守り運動や、モラル・マナーの向上運動、子どもを事故や犯罪等から守る運動に取り組んでいます。

さらに、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動として、地域、学校、家庭が連携して、子どもをいじめから守る運動も展開しています。

青少年の育成に携わる地域の大人が中心になって、いじめ防止標語・ポスター・スローガンの募集や学校・駅前等における啓発活動、「児童・生徒と地域の大人の対話会」の開催など、各地域において子どもと大人が一緒になっていじめ・非行防止について話し合い、児童・生徒が取り組んでいる活動を地域の大人に理解してもらうなどの取組みを行っています。

「地域の子どもは地域で育てる」という視点で、学校や家庭、そして児童・生徒自身と地域の大人がコミュニケーションをとり、相互の信頼を深めながら、子どもの健やかな成長を支えるための環境づくりを推進しています。



啓発活動・あいさつ運動の様子



児童・生徒と地域の大人の対話会

### 取組み紹介コラム インターネットの安全・安心利用対策の取組みについて

近年、スマートフォンやアプリの利用、公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及するなど、青少年を取り巻くインターネット環境が変化する中、インターネット利用者の低年齢化やSNS等に起因した犯罪被害等が問題となっています。

特に、青少年が自身の裸等を撮影し、メール等で送られる「自撮り」被害は、流出したデータの回収が困難なインターネットの特性から、青少年の将来に渡って悪影響を及ぼすおそれがあるほか、更なる犯罪に巻き込まれる危険性もあります。

県では、こうした問題に対応するため、フィルタリングの利用促進を図るとともに、児童ポルノ等の提供を求める行為を規制すべく、平成31年3月に、山形県青少年健全育成条例及び同条例施行規則を改正（令和元年7月1日施行）し、インターネットの安全・安心な利用について、警察や教育機関等関係団体と連携して普及啓発を行っています。



## Ⅱ 未来を拓く子ども・若者の応援

### 基本的方向4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援と県内への移住・定着の促進

施策の主な対象	思春期～ポスト青年期の若者
---------	---------------

人口減少社会において、社会の活力を持続するためには、地域における若者の力量を高め、若者が活躍できる環境づくりをさらに推進し、充実していくことが必要です。

このため、地域における多様な担い手を育成するとともに、若者の社会参加や地域活力向上のための多様な活動の促進、情報発信、若者同士がつながる機会を拡大するなど、若者が活躍できる基盤づくりを推進します。また、山形暮らしの良さを知る機会の充実等により、若者の県内への移住・定着を促進します。

#### 施策の方向8 若者の活躍を推進する気運の醸成、山形暮らしの良さを知る機会の充実

##### ① 地域における多様な担い手の育成

- 政策・方針、意思決定過程への若者の参画拡大
- 県内教育機関等との連携による、学校卒業後の県内定着や県外進学者の回帰に向けた取組みの推進
- 伝統行事や芸能などの地域文化の伝承を通じた地域活動の担い手育成の推進

##### ② 若者の多様な活動や山形の魅力を知る機会の充実

- 地域活性化に取り組む若者の優れた功績・成果や地道な活動の顕彰
- 若者が地域と関わりながら地域の魅力に触れ、魅力を活かす機会の創出
- 県内外の若者や学生に対するインターネット、SNS等の各種媒体を活用した若者活動や山形の魅力等の情報発信の強化と県内への移住・定着支援

#### 施策の方向9 多様な活動の促進、つながる機会の拡大

##### ① 若者の主体的な取組み、多様な活動の促進

- 若者活動に係る総合相談窓口機能等による、若者の主体的な活動や元気創出活動等の取組みに対する支援の充実
- 地域課題の解決に取り組むNPOや若者グループの育成と支援
- 地域を題材とした課題解決型の学習の機会の提供と人材育成

##### ② 若者・若者グループの交流促進、レベルアップへの支援

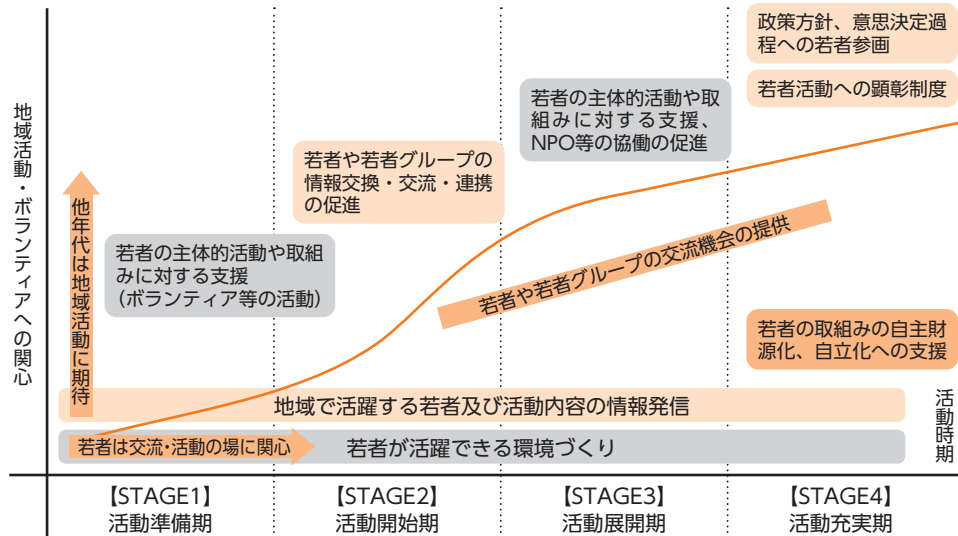
- 若者交流ネットワークサイトの活用等による、多様な分野で活躍する若者同士のつながりや地域連携を支援
- 県内外や他地域の若者同士の交流や協働の機会の創出による地域活動の面的な拡大の促進
- 困難を有する若者の社会参加に向けた若者グループとの交流促進

## 若者が活躍できる環境づくりの施策展開

県では、若者が活躍できる環境づくりのため、対象となる若者の地域活動やボランティアへの関心や活動ステージに応じた若者支援施策を展開しています。

具体的には、①(参加型ボランティア等の)若者の活動・取組みに対する支援から、②若者・若者グループ間の交流連携、③若者自ら実施する活動・取組みへの支援・NPO等との協働の促進、④県の政策方針への参画促進の4つの施策を展開し、地域で活躍する若者の多様な活動の広がり・つながる機会の拡大を図り、若者が地域の担い手として元気に活躍することを目指します。

### 若者活動のステージに応じた施策の展開



### 取組み紹介コラム

## 若者の活躍応援の取組みについて



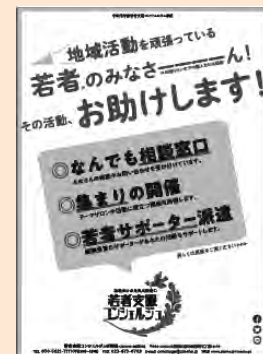
知事と受賞者との懇談

### 〔輝けやまがた若者大賞〕

本県の地域活性化に寄与する若者の優れた功績・成果及び地道な取組みなどを顕彰することにより、多くの若者を元気づけ、自信の創出を図り、若者が活躍できる風土づくりの推進に資することを目的に平成23年度に創設しました。これまでの9年間で48団体・5個人が受賞しています。

### 〔若者支援コンシェルジュ事業〕

若者が地域活動に関して気軽に相談できる窓口機能を設置することで、若者が持てる力を十分に発揮できる環境づくりを行い、若者たちの新たなつながりと広がりによる更なる地域の活性化を図ることを目的として、平成30年度から実施しています。



## 基本的方向5 若者のライフステージに応じた総合的な支援

施策の主な対象 思春期～ポスト青年期の若者

生産年齢人口の減少による労働力不足やそれに伴う生産活動の低下、さらには就労機会や生活環境等の格差拡大が懸念される中、若者の安定した生活基盤を確保し、若者が職場や家庭において十分に役割と責任を果たすための環境づくりが必要です。

このため、若者が活躍できる雇用・就労の場や、安心して働くことのできる就労環境を整備するとともに、結婚、子育て支援をさらに充実し、仕事と家庭の両立を支援するなど、仕事や結婚、子育てなど若者のライフステージに応じた総合的な支援を推進します。

### 施策の方向10 若者の職業的自立、就労支援

- ① 就学から就労への円滑な移行に向けた取組みの推進
  - 通常の学習環境に困難を有する生徒等の就労に向けた学校と関係機関の連携強化による職業教育・職業訓練と就労支援に向けた取組みの推進
  - 就職後の仕事のミスマッチをなくし、早期離職を防ぐため、生徒個々の適性や進路希望に応じ、地域産業界と連携した就職指導の推進
  - 若者の県内定着・県内回帰に向け、居住支援のほか県内企業の魅力や若手社員の活躍ぶりなどの企業情報の発信の強化
- ② 若者が活躍できる雇用・就労の場の創出
  - 若者の志向に対応した就労の場の確保や起業、マッチングの促進
  - 若者や女性の柔軟で新しい感性に基づく新たな事業創出支援等による就業機会の創出
  - 行政や教育、企業、NPO等の連携による若者の県内就職に向けた取組みの推進
- ③ 若者が働きやすい就労環境の整備
  - 正社員化や所得向上など若者が魅力を感じ安心して働くことのできる労働環境の整備や相談体制の充実
  - 若者の地域における多様な活動への理解促進や、子育て・介護等と仕事との両立支援に取り組む事業所の拡大
  - 就労の意欲や能力の向上と機会の提供等人材育成の推進



施策の方向11 出会いの提供・結婚支援の充実・強化

① 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援

- 県内市町村や関係団体と連携したオール山形による出会いの機会の提供や情報発信、結婚に関する様々な相談対応等の実施
- 将来を見据えたライフデザイン形成支援による結婚への不安払拭などプラスイメージの結婚観・家庭観の醸成

施策の方向12 地域で支える子育て支援の充実

① 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり

- 妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実
- 子育て家庭等に対する住環境整備・経済的支援の充実
- ひとり親家庭に対する生活・自立支援の充実

施策の方向13 仕事と家庭の両立支援の充実

① ワーク・ライフ・バランスの取組み強化

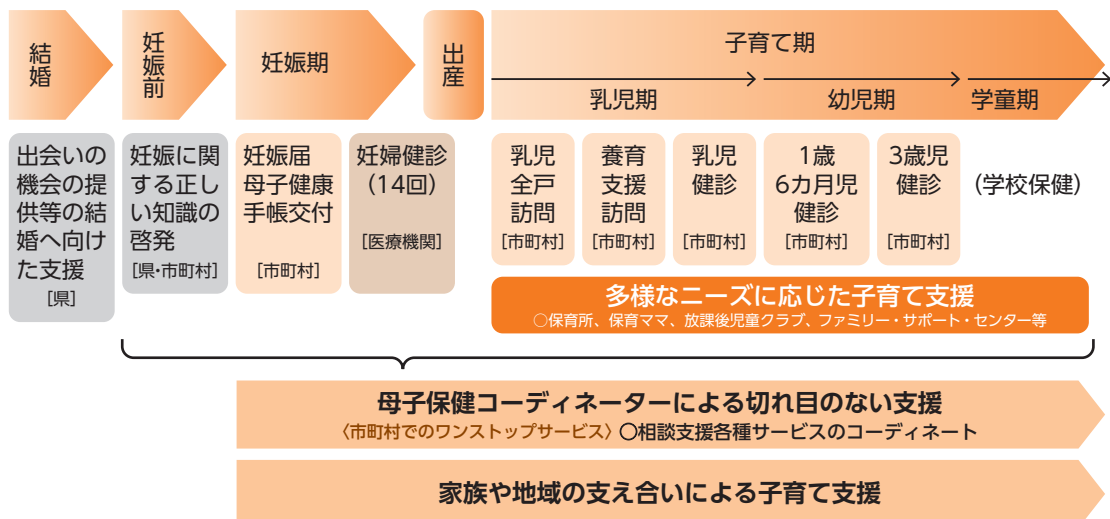
- 両立を支援する保育サービス等の充実
- 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組み強化
- 男性の育児・家事参画のさらなる促進

“やまがた”結婚・子育て安心ライフ・サポートの推進

オール山形による新たな結婚支援の仕組みづくりや、地域のつながりを活かした切れ目のない子育て支援体制づくりなど、山形ならではの家族や地域の支え合う文化・特性を活かして、安心して結婚し、子どもを生み育てられる「やまがた”結婚・子育て安心ライフ・サポート」を推進します。

結婚・子育て安心ライフサポートの推進

～ライフステージに応じた切れ目のない支援を展開～



### Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

#### 基本的方向6 個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実

**施策の主な対象** 乳幼児期～ポスト青年期の子ども・若者

特別な支援を必要とする子ども・若者が有する困難は、ニート、ひきこもり、不登校等社会生活を円滑に営む上での困難や、障がい、また、虐待をはじめとする犯罪被害など多岐にわたっていることから、関係機関、団体がそれぞれの専門性を活かし、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていくことが必要です。また、昨今の社会情勢を背景とした、子どもの貧困問題も大きな課題となっています。

それらに対応するため、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成や発達障がいの可能性のある子ども・若者に対する継続的な支援、子どもの貧困問題への対応など様々な状況に応じた相談支援の充実を図ります。

#### 施策の方向14 社会参加に困難を有する子ども・若者、その家族への支援

##### ① ニート、ひきこもり、不登校等への支援

- ひきこもりの第一次相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」における相談支援、関係機関との連携やコーディネート機能の強化
- 市町村や自立相談支援機関、保健所など関係機関における相談支援や訪問支援等の取組みの充実、ひきこもり支援に携わる人材の養成
- NPO等との協働による相談窓口（若者相談支援拠点）の設置や居場所づくり、多様な体験活動機会の提供等による自立支援
- ニート、ひきこもりの若者の職業的自立のための、それぞれの状況に応じた個別的、継続的支援の実施
- 不登校、中退の未然防止や早期対応につながる取組みや関係機関等と連携した取組みの推進
- 高校中退者や不登校経験者等への「学び直し」の機会の充実
- 多様な学習ニーズに対応できる柔軟な教育課程を備えた学校づくりの推進

##### ② 支援体制の強化、交流機会の提供等

- 社会参加に困難を有する子ども・若者や家族が相談しやすい環境づくりと関係機関の連携による支援体制の強化
- ニート・ひきこもり等の子ども・若者の自立支援のための社会参加や交流機会の提供



### 施策の方向15 障がいのある子ども・若者への支援

#### ① 障がいのある子ども・若者への支援

- 障がいのある子ども・若者、家族に対するライフステージに応じた支援や関係機関が相互に連携した地域支援体制の充実
- 保健、医療、福祉等関係機関と連携した特別支援教育の推進

### 施策の方向16 非行防止、いじめ・暴力行為への対策

#### ① 非行防止・立ち直り支援

- 少年の規範意識の向上と少年を見守る社会機運を醸成する活動の推進

#### ② いじめ・暴力行為への対策

- 学校、家庭、地域が連携したいじめ防止に向けた取組みの推進
- 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な取組みの推進

### 施策の方向17 子どもの貧困問題、児童虐待、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応

#### ① 子どもの貧困問題への対応

- 子どもの貧困問題や貧困の世代間連鎖の解消に向けたスクールソーシャルワーカーの活用など、学校と福祉機関との連携による教育の支援及び生活や就労、経済的支援等を含む総合的な支援の強化
- 子ども食堂等子どもの居場所の県内全域への拡大・定着を推進

#### ② 児童虐待防止対策

- 妊娠、出産から子育てまでの相談しやすい体制の充実
- 児童相談所の機能強化と市町村の連携体制の強化及び社会的養護体制の充実
- 発生子防から早期発見・早期対応、適切な保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の充実強化

#### ③ 子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応

- 被害を受けた子ども・若者の治療や精神的負担の軽減を図る専門支援や相談体制の充実

### 施策の方向18 いのちを支える自殺対策

#### ① 総合的かつ計画的な自殺対策の推進

- 「心のサポーター」等の気づき見守る人材の育成及び活動の推進
- 関係機関等の機能及び連携の強化による効果的・総合的な取組みの促進
- 市町村における自殺対策計画の策定や地域の実情に応じた自殺対策の取組みの支援



施策の方向19 性的マイノリティ<sup>※1</sup>等特に配慮が必要な子ども・若者への支援

① 性的マイノリティ等に対する理解促進、教育の充実等

- 性同一性障がいやLGBT<sup>※2</sup>等の性的指向を理由として困難な状況に置かれているなど特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動の推進
- 外国人の子どもや帰国児童生徒が、就学の機会を逸することのないよう円滑な就学支援及び教育の充実

※1 性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者等の性的少数者のこと。

※2 LGBT

《lesbian, gay, bisexual, transgender》性的マイノリティーのうち、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの総称。



## 基本的方向7 安心して生活できる体制の充実・強化

施策の主な対象	乳幼児期～ポスト青年期の子ども・若者
---------	--------------------

子ども・若者が抱える困難な状況は多岐にわたっており、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野の関係機関、団体が相互に連携し、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援が必要です。

このため、NPO等との協働や市町村における相談対応の促進など地域の実情に応じた総合的な相談・支援体制を確立するとともに、関係機関等の連携・協力体制を強化し、子ども・若者の育成支援に関わる支援者、協力者を養成する等、困難を有する子ども・若者が安心して生活できる体制の構築を図ります。

また、子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

### 施策の方向20 総合的な相談・支援体制の充実

#### ① 総合的な相談・支援体制の充実

- NPO等との協働による相談支援拠点の体制強化
- 社会参加の機会につながる安心して過ごせる居場所や交流・活動する場の整備
- より身近な相談窓口となる市町村における相談対応の促進

#### ② 相談しやすい環境づくり

- 最も身近な支援者となる家族への支援の充実・強化
- 適切な情報提供やともに支え合い学び合う場の確保
- 継続的な周知・広報の取組みを通じた県民理解の促進

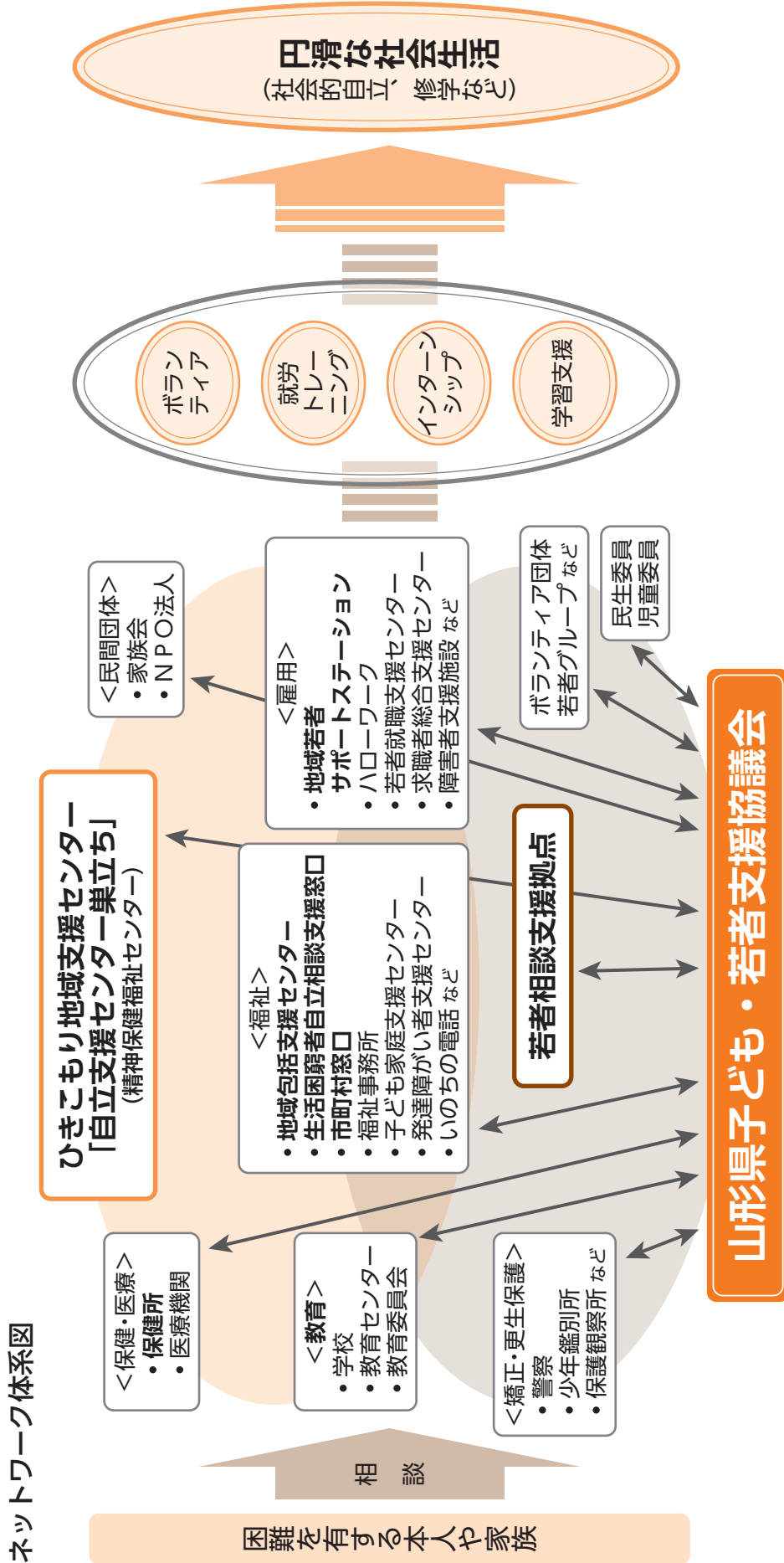
### 施策の方向21 重層的な子ども・若者支援ネットワークの強化

#### ① 主体や分野を越えたネットワークの強化

- 「山形県子ども・若者支援協議会」を活用した、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野における関係機関等による相互の連携・協力体制の強化
- 市町村、民生委員・児童委員等との連携による地域支援ネットワークの強化
- 子ども・若者のライフサイクルを踏まえた継続的な支援体制の整備

#### ② 支援者、協力者の養成、確保

- 相談支援機関、団体、NPO等における支援者の養成と支援対応能力の向上
- 民生委員・児童委員と協働した地域での支援の仕組みづくり
- 学生ボランティアや若者グループ等同世代又はピアサポーターによる支援の仕組みづくり



### 山形県子ども・若者支援協議会

子ども・若者支援協議会は、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対し、効果的かつ円滑な支援を図ることを目的に、子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に設置が求められているものです。

本県では平成24年に設置し、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護など、各分野の構成機関や民間団体が連携・協議する場として、分野や主体の境界を越えた顔の見える関係づくりを進めています。

# 第6章 施策の推進に向けて

## 1 施策の推進体制

### (1) 全庁的な推進体制

知事部局、教育委員会、警察本部により構成する「山形県子ども・若者育成支援推進本部」を設置し、本計画に掲げた施策を総合的に推進します。

### (2) 審議会等による有識者、県民意見の反映

有識者等で構成される「山形県青少年健全育成審議会」をはじめ、当事者である子ども・若者自身も含めた県民の意見を収集し、施策の推進に反映するよう努めます。

### (3) 関係機関、団体、NPOとの連携、協力

子ども・若者育成支援に関する施策は、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護等の各分野にわたります。子ども・若者支援協議会をはじめ、NPO、民生委員・児童委員、ボランティア、若者グループ、青少年健全育成団体等とのネットワークの充実強化を図ります。

### (4) 市町村との連携推進

市町村における子ども・若者の育成支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、地域の課題や社会資源を共有するなど、市町村との連携を図りながら支援を推進します。

## 2 周知・広報

### (1) 広報啓発と情報提供

子ども・若者の育成支援に関する県民の理解や協力を促進するための取組みを推進するとともに、子どもや若者に届きやすく、わかりやすい情報提供を実施します。

### (2) 情報の収集と発信

政府の動向、県外の先進事例に関する情報の収集、課題や実態の把握を行うとともに、本県の子ども・若者支援施策に関する情報の発信に努めます。

## 3 施策の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、施策の推進状況を把握し、報告書としてとりまとめ、公表するとともに、「山形県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。

社会情勢や状況変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 參考資料

# 「山形県子ども・若者ビジョン」の概要

## 計画の策定にあたって【第1章】

### ■ 趣 旨

子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って、生き活きと幸せに生きていけるように、子ども・若者の育成支援を県民が一体となって推進していくための指針について定めるもの

### ■ 計画の位置づけ

- 山形県青少年健全育成条例
- 子ども・若者育成支援推進
- ※「第4次山形県総合発展計画」、「や

## 現状と課題【第3章】

### 1 子ども・若者の現状

- 子ども・若者人口の減少
  - ・10年間で約47万人から約37万人へ減少
  - ・県外流出(16～29歳の転出超過、特に女性人口の減少)
  - 人口減による地域の担い手不足
- 子ども・若者の意識と行動
  - ・仕事や家庭生活が忙しく、地域活動をする時間が限られている
  - ・地域とのつながりが希薄化し、地域への愛着や意識が変化
  - ・若者の活躍が十分に知られていない
  - 若者が地域とつながる活動の機会やその活躍の周知が一層必要

### 2 社会環境・状況の変化

- 情報化社会の進展
  - ・インターネット、スマートフォンの普及
  - ・有害情報の氾濫とSNS起因の被害数の増加
- 若者の生活・就労環境の変化
  - ・人手不足、働き方改革を背景に賃金や労働条件の改善が進められている一方で、若年者雇用は依然として不安定
  - ・活躍できる職場環境が整備されていない
  - 若者の労働環境の整備及び職場や地域の理解が必要

### 3 困難を有する子ども・若者

- 抱える問題が複雑化・深刻化、多様化
  - ・発達障がい、子どもの貧困問題、児童虐待
  - ・若者(10～30歳代)の死因トップが自殺
- 困難を有する若者(ひきこもり)は全県的に所在
  - ・1,429名うち15～39歳629名(全体の44%)
  - ・期間は長期化の傾向、5年以上が62.7%

## 青少年健全育成条例の改正 (H31.3月)

- 幼児期からの道徳教育の重要性に関する文言追加
- インターネット上の有害情報等への対応強化
- 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 など

## 子ども・若者育成支援推進大綱(H28.2月策定)

### 【主なもの】

- 特に配慮が必要な子供・若者の支援
  - ・自殺対策、性同一性障害者等に対する理解促進
- 子供・若者の福祉を害する犯罪対策
  - ・児童買春、児童ポルノ等
- ネット依存への対応
- 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成

## 基本的な考え方【第4章】

### 3つの柱と基本方針

#### I 子ども・若者の健やかな育成と自立の促進

一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切に、他者との関わりを通して自己形成や他者に対する尊重、社会への参画力を醸成できるよう、また、子どもの頃から郷土に愛着や誇りを持ち、「山形らしい」自然の力や風土、精神文化に育まれた、心身共に健全で豊かな人間性が養われるよう、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援

#### II 未来を拓く子ども・若者の応援

若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、持てる力を十分に発揮し、地域、職場、家庭において役割と責任を十分に果たすとともに、子ども・若者が山形暮らしの良さを認識し、県づくりの主体として活躍できる環境づくりを推進

#### III 困難を有する子ども・若者や家族への支援

困難を有する子ども・若者とその家族が、困難な状況にあっても希望を持って生活できるよう、分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を継続的に実施

### 推進のための3つの視点

- 子ども・若者の意見や立場を尊重
- 一人ひとりの状況に応じた社会全体での重層的な支援
- 地域における人と人とのつながり等を積極的に活用

～ 子ども・若者一人ひとりが心豊かに成長し、自立・活躍できる山形県をめざして～

第6条の7に基づく基本計画  
法第9条に基づく都道府県計画  
まがた子育て応援プラン、「第6次山形県教育振興計画」等との連携を図る

- 期間  
令和2年度から6年度までの5年間
- 対象 0歳から40歳未満まで  
(主に学童期～青年期に重点)

## 支援施策の方向【第5章】

### 7つの基本的方向

### 21の施策の方向

- (1)子ども・若者の自己形成支援
  - ①道徳観や規範意識、自律心等の育成
  - ②豊かな人間性と健やかな体の育成、郷土愛の醸成
- (2)子ども・若者の社会参加支援と参画力の育成
  - ③社会的自立に向けた支援と社会参加の促進
  - ④ICTの進化に適應し、活用できる人材の育成
  - ⑤広い視野を持ち、持続可能な社会づくりに貢献できる力の育成
- (3)社会全体で支えるための環境づくり
  - ⑥家庭、学校、地域の連携・協働の推進
  - ⑦子ども・若者の健全育成に向けた社会環境の整備

- (4)若者が活躍できる基盤づくりへの支援と県内への移住・定着の促進
  - ⑧若者の活躍を推進する気運の醸成、山形暮らしの良さを知る機会の充実
  - ⑨多様な活動の促進、つながる機会の拡大
- (5)若者のライフステージに応じた総合的な支援
  - ⑩若者の職業的自立、就労支援
  - ⑪出会いの提供・結婚支援の充実・強化
  - ⑫地域で支える子育て支援の充実
  - ⑬仕事と家庭の両立支援の充実

- (6)個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実
  - ⑭社会参加に困難を有する子ども・若者、その家族への支援
  - ⑮障がいのある子ども・若者への支援
  - ⑯非行防止、いじめ・暴力行為への対策
  - ⑰子どもの貧困問題、児童虐待、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応
  - ⑱いのちを支える自殺対策
  - ⑲性的マイノリティ等特に配慮が必要な子ども・若者への支援
- (7)安心して生活できる体制の充実・強化
  - ⑳総合的な相談・支援体制の充実
  - ㉑重層的な子ども・若者支援ネットワークの強化

## 施策の推進に向けて【第6章】

- 子ども、若者自身も含めた県民意見の収集と施策への反映
- 教育、保健、医療、福祉、雇用、警察等関係機関、団体、NPO等との連携、協力
- 市町村との連携推進
- 県民理解と協力促進のための広報啓発と情報提供



## 山形県子ども・若者ビジョンの策定（改訂）経過

日程	主な事項等
令和元年 7月11日 ～19日 31日	市町村担当課長等意見交換会（村山、最上、置賜、庄内）  <b>第1回山形県青少年健全育成審議会【諮問】</b> ○子ども・若者の現状と課題について ○子ども・若者支援に係る主な取組み等
8月29日	若者支援団体ヒアリング（若者サポーターほか）
9月4日 30日	子ども・若者支援地域協議会 地域交流研修会（庄内） 関係部局意見照会（第1回）
10月24日 31日	子ども・若者支援地域協議会 地域交流研修会（置賜） <b>第2回山形県青少年健全育成審議会</b> ○ビジョン策定（骨子案）の審議 ○関係者事例発表
11月14日  7日	子ども・若者支援地域協議会（教育、保健福祉・医療、雇用、矯正・更生保護関係者等） ○ビジョン策定（骨子案）に関する意見聴取等 県議会厚生環境常任委員会 ○ビジョン策定（骨子案）の説明
12月6日 20日 26日	関係部局意見照会（第2回） 子ども・若者支援地域協議会 地域交流研修会（最上） <b>第3回山形県青少年健全育成審議会【書面】</b> ○ビジョン策定（素案）の審議
令和2年 1月15日 22日 28日 29日	子ども・若者育成支援推進本部幹事会【書面】 県議会厚生環境常任委員会 ○ビジョン策定（素案）の説明 素案に関するパブリック・コメントの実施（～2/20） （関係機関、市町村への意見照会を含む） 子ども・若者支援地域協議会 地域交流研修会（村山）
3月9日  11日 19日	<b>第4回山形県青少年健全育成審議会【答申】</b> ○ビジョン策定（答申案）の審議 子ども・若者育成支援推進本部幹事会【書面】 山形県子ども・若者育成支援推進本部会議

## 山形県青少年健全育成審議会委員名簿

令和2年3月9日現在  
各分野五十音順・敬称略

分野	所属等	氏名
学識研究等	株式会社山形新聞社 取締役 編集局長	青塚 晃
	山形県弁護士会 弁護士	安孫子 英彦
	保健医療大学 看護学科 教授	安保 寛明
	井上農場	井上 夏
	H O P E 代表	加藤 健吾
	東北文教大学 人間科学部子ども教育学科 学科長	花屋 道子
	山形大学 学術研究院 准教授	本島 優子
	山形県看護協会（東北文教大学 非常勤講師）	山口 節子
青少年育成 団体	山形県青少年指導センター 指導委員	大場 ひろみ
	山形県青少年育成アドバイザー協議会 会長	齋藤 千恵子
	山形県青少年育成県民会議 副会長	長岡 好永
	山形県子ども会育成連合会 会長	山口 四郎
業界団体	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル 商業組合山形県支部 山形県総代	伊藤 芳明
	山形県書店商業組合 事務局長	高橋 敦
保護者団体	山形県PTA連合会 会長	佐藤 博之
	山形県PTA連合会 母親委員長	高見 佳澄
国・教育 関係機関	山形県連合小学校長会 (天童市立蔵増小学校 校長)	飯田 真理子
	山形県高等学校長会 (県立北村山高等学校 校長)	小林 由美子
	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所 支所長	権 蛇 明
	山形労働局 雇用環境・均等室長	八子 理子

## 山形県青少年健全育成条例

(昭和54年3月26日山形県条例第13号)

### 一部抜粋

#### (目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止について必要な措置を講ずることにより、青少年の健全な育成に資する良好な環境を整備し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

第3条の2 青少年の健全な育成は、青少年が、健康に成長するとともに、思いやりのある豊かな心をはぐくみ、社会の一員として自覚と責任を持つて、次代の社会の担い手として自立することを旨として行われなければならない。

2 青少年の健全な育成は、幼児期からの道徳教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要なものであることを踏まえ、全ての県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。

3 青少年の健全な育成は、青少年の人権が尊重されるとともに、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

4 青少年の健全な育成に関する取組を行うに当たっては、家庭及び学校が果たすべき役割の重要性にかんがみ、家庭及び学校の主体的な取組が尊重されるとともに、その役割を果たすことができるよう配慮されなければならない。

5 青少年の健全な育成は、全ての県民が、青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為その他の青少年の健全な育成を阻害する行為が行われることがあつてはならないという規範意識を持つことによつて行われなければならない。

6 青少年の健全な育成は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が、インターネットの利用による青少年の身体的又は精神的な被害を防止するために必要であるとの認識の下に、行われなければならない。

#### (県の責務)

第4条 県は、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するものとする。

#### (県民の責務)

第6条 県民は、青少年が健全に育成されるように自ら努めるとともに、県及び市町村が行う青少年の健全な育成を図るための施策に協力するように努めるものとする。

2 地域住民は、互いに協力し、青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めるものとする。

3 学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第6条の2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めるものとする。

#### (保護者の責務)

第6条の3 保護者は、その保護監督する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、青少年に対する深い愛情と理解を持ち、良好な家庭環境の中で青少年を心身ともに健全に育成する責務を果たすものとする。

#### (青少年の努力)

第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らを律して、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。

#### (施策の基本)

第6条の5 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進し、積極的かつ効果的に行うことを基本とする。

## (施策の大綱)

第6条の6 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の支援
- (2) 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動の支援
- (3) 地域住民による青少年の健全な育成に関する活動の支援
- (4) 家庭における青少年の健全な育成の支援
- (5) 青少年を取り巻く環境の改善及び青少年の非行の防止に関する活動の促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な成長に資する支援

## (基本計画の策定)

第6条の7 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## (県民運動の推進等)

第6条の8 県は、青少年の健全な育成に関する活動が県民が一体となつた運動として行われるよう、県民、事業者及び民間団体の当該活動への参加を促進するための情報の提供を行うとともに、当該活動を推進する団体に対し、その自主的な活動が促進されるよう、青少年の健全な育成に関する学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (施策の公表)

第6条の9 知事は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を公表するものとする。

## (設置)

第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (会議)

第22条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第22条の2 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

## 子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
- 第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）
- 第五章 罰則（第三十四条）
- 附則

### 第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになるこ

とを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭の環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社

会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要

な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支

援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機

関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさど



る。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 罰 則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 児童の権利に関する条約（概要）

この条約は、我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、更に、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものであって、前文、本文54箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 児童の定義

児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く（第1条）。

### 2 締約国の義務

#### (1) 一般的義務

(イ) 締約国は、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する（第2条）。

(ロ) 児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮される（第3条）。

(ハ) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる（第4条）。

(ニ) 締約国は、父母、法定保護者等が児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する（第5条）。

#### (2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する（第6条）。

#### (3) 登録、氏名、国籍等についての権利

(イ) 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する（第7条）。

(ロ) 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える（第8条）。

#### (4) 家族から分離されない権利

(イ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する（第9条）。

(ロ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う（第10条）。

(ハ) 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる（第11条）。

#### (5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される（第12条）。

#### (6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する（第13条）。

#### (7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する（第14条）。

#### (8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める（第15条）。

#### (9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第16条）。

#### (10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確

保する（第17条）。

(11) 家庭環境における児童の保護

(イ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第18条）。

(ロ) 締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる（第19条）。

(ハ) 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第20条）。

(ニ) 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第21条）。

(12) 難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる（第22条）。

(13) 医療及び福祉の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第23条）。

(ロ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第24条）。

(ハ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第25条）。

(ニ) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第26条）。

(ホ) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第27条）。

(14) 教育及び文化の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が

児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる（第28条）。

(ロ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する（第29条）。

(ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（第30条）。

(ニ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める（第31条）。

(15) 搾取等からの児童の保護

(イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める（第32条）。

(ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる（第33条）。

(ハ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する（第34条）。

(ニ) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる（第35条）。

(ホ) 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する（第36条）。

(16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

(イ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由

を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する（第37条）。

(ロ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる（第38条）。

(ハ) 締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる（第39条）。

(ニ) 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める（第40条）。

### 3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第41条）。

### 4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第42条）。

### 5 委員会の設置等

(1) この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する（第43条）。

(2) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する（第44条）。

(3) 委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる（第45条）。

### 6 最終条項

署名、批准、加入、効力発生、改正、留保等について規定している（第46条から第54条まで）。

(注) 1989年の第44回国連総会において採択、1990年9月2日発効。193か国が締結（2014年2月現在）。我が国は、1990年9月署名、1994年3月国会の承認を得て、同年4月22日批准。同年5月22日に我が国について発効。また、2000年5月には「児童の権利に関する条約」の目的及び規定を更に達成することを目的とした「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の二つの選択議定書が国連総会において採択され、我が国はそれぞれ2004年8月2日及び2005年1月24日に批准した。

# 山形県子ども・若者ビジョン

令和2年3月

発行 山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課  
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話 023-630-2346  
E-mail : ywakamono@pref.yamagata.jp